

第 2 章 参考通知等

1 無承認無許可医薬品の指導取締りについて

(昭和46年6月1日 薬発第476号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

改正	昭和58年4月1日	薬発第273号
	昭和62年9月22日	薬発第827号
	平成2年11月22日	薬発第1179号
	平成10年3月31日	医薬発第344号
	平成12年4月5日	医薬発第392号
	平成13年3月27日	医薬発第243号
	平成14年11月15日	医薬発第1115003号
	平成16年3月31日	薬食発第0331009号
	平成19年4月17日	薬食発第0417001号
	平成21年2月20日	薬食発第0220001号
	平成23年1月20日	薬食発0120第1号
	平成24年1月23日	薬食発0123第3号
	平成25年7月10日	薬食発0710第2号
	平成27年4月1日	薬食発0401第2号
	平成27年12月28日	薬生発1228第4号
	平成28年10月12日	薬生発1012第1号
	平成30年4月18日	薬生発0418第4号
	平成31年3月22日	薬生発0322第2号
	令和2年3月31日	薬生発0331第33号

昨今、その本質、形状、表示された効能効果、用法用量等から判断して医薬品とみなされるべき物が、食品の名目のもとに製造（輸入を含む。以下同じ。）販売されている事例が少なからずみうけられている。

かかる製品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「法」という。）において、医薬品として、その製造、販売、品質、表示、広告等について必要な規制を受けるべきものであるにもかかわらず、食品の名目で製造販売されているため、

- (1) 万病に、あるいは、特定疾病に効果があるかのごとく表示広告されることにより、これを信じて服用する一般消費者に、正しい医療を受ける機会を失わせ、疾病を悪化させるなど、保健衛生上の危害を生じさせる、
- (2) 不良品及び偽薬品が製造販売される、
- (3) 一般人の間に存在する医薬品及び食品に対する概念を崩壊させ、医薬品の正しい使用が損われ、ひいては、医薬品に対する不信感を生じさせる、

(4) 高貴な成分を配合しているかのごとく、あるいは特殊な方法により製造したかのごとく表示広告して、高価な価格を設定し、一般消費者に不当な経済的負担を負わせる、

等の弊害をもたらすおそれのある事例がみられている。

このため、従来より各都道府県の協力をえて、法等の規定に基づく厳重な指導取締りを行なってきたところであるが、業者間に認識があさく、現在、なお医薬品の範囲に属する物であるにもかかわらず、食品として製造販売されているものがみられることは極めて遺憾なことである。

については、今般、今まで報告されてきた事例等を参考として、人が経口的に服用する物のうち「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）を別紙のとおり定めたので、今後は、下記の点に留意のうえ、貴管下関係業者に対して、遺憾のないように指導取締りを行なわれたい。

記

1. 医薬品の該当性については、法第2条における定義に照らし合わせて判断されるべきものであり、本基準は、当該判断に資するよう、過去の判断を例示しているものであることから、医薬品の該当性は、その目的、成分本質（原材料）等を総合的に検討の上、判断すること。
2. 基準により医薬品の範囲に属する物は、法の規制を受けるべきものであるので、この旨関係業者に周知徹底し、同法の規定に基づく承認及び許可を受けたものでなければ、製造販売しないよう強力に指導されたいこと。なお、その表示事項、形状等の改善により、食品として製造販売する物にあっては、表示事項については直ちに、また、形状等については、昭和46年11月までに所要の改善措置を講じさせること。
3. これらの指導にもかかわらず、基準により医薬品の範囲に属する物を食品として製造販売する業者に対しては、法及びその他の関連法令に基づき、告発等の厳重な措置を講じられたいこと。
4. ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取扱いについては、今後とも、基準中専ら医薬品として使用される物として例示したような成分本質の物についても、清涼飲料水に配合しないよう指導されたいこと。

(別紙)

医薬品の範囲に関する基準

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かは、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断することとなる。通常人が同項第2号又は第3号に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきものである。

したがって、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、その判定の方法は、Ⅰの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その物の成分本質（原材料）を分類し、効能効果、形状及び用法用量が医薬品的であるかどうかを検討のうえ、Ⅱの「判定方法」により行うものとする。

ただし、次の物は、原則として、通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識しないものと判断して差し支えない。

- 1 野菜、果物、調理品等その外観、形状等から明らかに食品と認識される物
- 2 健康増進法（平成14年法律第103号）第26条の規定に基づき許可を受けた表示内容を表示する特別用途食品
- 3 食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき制定された食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号の規定に基づき届け出た表示内容を表示する機能性表示食品

Ⅰ 医薬品の判定における各要素の解釈

1 物の成分本質（原材料）からみた分類

物の成分本質（原材料）が、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）であるか否かについて、別添「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」（以下「判断基準」という。）により判断することとする。

なお、その物がどのような成分本質（原材料）の物であるかは、その物の成分、本質、起源、製法等についての表示、販売時の説明、広告等の内容に基づいて判断して差し支えない。

判断基準の1. に該当すると判断された成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下

「例示通知」という。)の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にその例示として掲げることとする。

なお、例示通知に掲げられた成分本質(原材料)であっても、医薬部外品として承認を受けた場合には、当該成分本質(原材料)が医薬部外品の成分として使用される場合がある。

また、判断基準の1.に該当しないと判断された成分本質(原材料)については、関係者の利便性を考え、参考として例示通知の別添2「医薬品的な効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に例示として掲げることとする。

なお、当該リストは医薬品の該当性を判断する際に参考とするために作成するものであり、食品としての安全性等の評価がなされたもののリストではないことに留意されたい。

2 医薬品的な効能効果の解釈

その物の容器、包装、添付文書並びにチラシ、パンフレット、刊行物、インターネット等の広告宣伝物あるいは演述によって、次のような効能効果が表示説明されている場合は、医薬品的な効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

なお、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第2条第1項第11号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準に従い、栄養成分の機能の表示をする栄養機能食品(以下「栄養機能食品」という。)にあつては、その表示等を医薬品的な効能効果と判断しないこととして差し支えない。

(一) 疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

(例) 糖尿病、高血圧、動脈硬化の人に、胃・十二指腸潰瘍の予防、肝障害・腎障害をなおす、ガンがよくなる、眼病の人のために、便秘がなおる等

(二) 身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効能効果

ただし、栄養補給、健康維持等に関する表現はこの限りでない。

(例) 疲労回復、強精(強性)強壯、体力増強、食欲増進、老化防止、勉学能力を高める、回春、若返り、精力をつける、新陳代謝を盛んにする、内分泌機能を盛んにする、解毒機能を高める、心臓の働きを高める、血液を浄化する、病気に対する自然治癒能力が増す、胃腸の消化吸収を増す、健胃整腸、病中・病後に、成長促進等

(三) 医薬品的な効能効果の暗示

(a) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 延命〇〇、〇〇の精(不死源)、〇〇の精(不老源)、薬〇〇、不老長寿、百寿の精、漢方秘法、皇漢処方、和漢伝方等

(b) 含有成分の表示及び説明よりみて暗示するもの

- (例) 体質改善、健胃整腸で知られる〇〇〇〇を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果をもつ等
- (c) 製法の説明よりみて暗示するもの
- (例) 本邦の深山高原に自生する植物〇〇〇〇を主剤に、△△△、×××等の薬草を独特の製造法（製法特許出願）によって調製したものである。等
- (d) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの
- (例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると胃を開き、鬱（うつ）を散じ、消化を助け、虫を殺し、痰なども無くなるとある。こうした経験が昔から伝えられたが故に食膳に必ず備えられたものである。等
- (e) 新聞、雑誌等の記事、医師、学者等の談話、学説、経験談などを引用又は掲載することにより暗示するもの
- (例) 医学博士〇〇〇〇の談
- 「昔から赤飯に〇〇〇をかけて食べると癌にかからぬといわれている。……癌細胞の脂質代謝異常ひいては糖質、蛋白代謝異常と〇〇〇が結びつきはしないかと考えられる。」等

3 医薬品的な形状の解釈

錠剤、丸剤、カプセル剤及びアンプル剤のような剤型は、一般に医薬品に用いられる剤型として認識されてきており、これらの剤型とする必要のあるものは、医薬品的性格を有するものが多く、また、その物の剤型のほかに、その容器又は被包の意匠及び形態が市販されている医薬品と同じ印象を与える場合も、通常人が当該製品を医薬品と認識する大きな要因となっていることから、原則として、医薬品的形状であった場合は、医薬品に該当するとの判断が行われてきた。

しかし、現在、成分によって、品質管理等の必要性が認められる場合には、医薬品的形状の錠剤、丸剤又はカプセル剤であっても、直ちに、医薬品に該当するとの判断が行われておらず、実態として、従来、医薬品的形状とされてきた形状の食品が消費されるようになってきていることから、「食品」である旨が明示されている場合、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととする。ただし、アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いることなどにより、消費者に医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合は、医薬品と判断する必要がある。

4 医薬品的な用法用量の解釈

医薬品は、適応疾病に対し治療又は予防効果を発揮し、かつ、安全性を確保するために、服用時期、服用間隔、服用量等の詳細な用法用量を定めることが必要不可欠である。したがって、ある物の使用方法として服用時期、服用間隔、服用量等の記載がある場合には、原則として医薬品的な用法用量とみなすものとし、次のような事例は、これに該当するものとする。ただし、調理の目的のために、使用方法、使用量等を定めているものについてはこの限りでない。

一方、食品であっても、過剰摂取や連用による健康被害が起きる危険性、その他合理的な理由があるものについては、むしろ積極的に摂取の時期、間隔、量等の摂取の際の目安を表示すべき場合がある。

これらの実態等を考慮し、栄養機能食品にあつては、時期、間隔、量等摂取の方法を記載することについて、医薬品的用法用量には該当しないこととして差し支えない。

ただし、この場合においても、「食前」「食後」「食間」など、通常の商品の摂取時期等とは考えられない表現を用いるなど医薬品と誤認させることを目的としていると考えられる場合においては、引き続き医薬品的用法用量の表示とみなすものとする。

- (例) 1日2～3回、1回2～3粒
1日2個
毎食後、添付のサジで2杯ずつ
成人1日3～6錠
食前、食後に1～2個ずつ
お休み前に1～2粒

II 判定方法

人が経口的に服用する物について、Iの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その成分本質（原材料）を分類し、その効能効果、形状及び用法用量について医薬品的であるかどうかを検討のうえ、以下に示す医薬品とみなす範囲に該当するものは、原則として医薬品とみなすものとする。なお、2種以上の成分が配合されている物については、各成分のうちいずれかが医薬品と判定される場合は、当該製品は医薬品とみなすものとする。

ただし、当該成分が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれのないことが明らかな場合には、この限りでない。

医薬品とみなす範囲は次のとおりとする。

- (一) 効能効果、形状及び用法用量の如何にかかわらず、判断基準の1. に該当する成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合は、原則として医薬品の範囲とする。
- (二) 判断基準の1. に該当しない成分本質（原材料）が配合又は含有されている場合であつて、以下の①から③に示すいずれかに該当するものにあつては、原則として医薬品とみなすものとする。
 - ① 医薬品的な効能効果を標ぼうするもの
 - ② アンプル形状など専ら医薬品的形状であるもの
 - ③ 用法用量が医薬品的であるもの

(別添1) 食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて

1. 「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」の考え方

(1) 専ら医薬品としての使用実態のある物

解熱鎮痛消炎剤、ホルモン、抗生物質、消化酵素等専ら医薬品として使用される物

(2) (1)以外の動植物由来物(抽出物を含む。)、化学的合成品等であって、次のいずれかに該当する物。ただし、一般に食品として飲食に供されている物を除く。

- ①毒性の強いアルカロイド、毒性タンパク等、その他毒劇薬指定成分(別紙参照)に相当する成分を含む物(ただし、食品衛生法で規制される食品等に起因して中毒を起こす植物性自然毒、動物性自然毒等を除く)
- ②麻薬、向精神薬及び覚せい剤様作用がある物(当該成分及びその構造類似物(当該成分と同様の作用が合理的に予測される物に限る)並びにこれらの原料植物)
- ③処方せん医薬品に相当する成分を含む物であって、保健衛生上の観点から医薬品として規制する必要性がある物

注1) ビタミン、ミネラル類及びアミノ酸(別紙参照)を除く。ただし、ビタミン誘導体については、食品衛生法の規定に基づき使用される食品添加物である物を除き、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載される物とみなす。

注2) 当該成分本質(原材料)が薬理作用の期待できない程度の量で着色、着香等の目的のために使用されているものと認められ、かつ、当該成分本質(原材料)を含有する旨標ぼうしない場合又は当該成分本質(原材料)を含有する旨標ぼうするが、その使用目的を併記する場合等総合的に判断して医薬品と認識されるおそれがないことが明らかな場合には、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されていても、医薬品とみなさない。

注3) 例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に記載されている原材料であっても、水、エタノール以外の溶媒による抽出を行った場合には、当該抽出成分について、上記の考え方に基づいて再度検討を行い、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載すべきかどうか評価する。

2. 新規成分本質(原材料)の判断及び判断する際の手続き

- (1) 例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材

料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。

(2) 監視指導・麻薬対策課は、提出された資料により、上記1の考え方に基づき学識経験者と協議を行い、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)への該当性を判断する。この場合、事業者に対し追加資料の要求をする場合がある。

(3) 監視指導・麻薬対策課は、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に該当せず、効能効果の標ぼう等からみて食品としての製造(輸入)、販売等が行われる場合には、食品安全部関係各課(室)に情報提供を行う。また、当該リストは定期的に公表するものとする。

3. その他例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び例示通知の別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」は、今後、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することがある。

(参考) ハーブについては、次の文献等を参考にする。

- ・Jeffrey B. Harborne FRS, Herbert Baxter: Dictionary of Plant Toxins, Willey
- ・The Complete German Commission E Monographs Therapeutic Guide to Herbal Medicines(The American Botanical Council)
- ・Botanical Safety Handbook(American Herbal Products Association)
- ・Richard Evans Schultes, Albert Hofmann:The Botany and Chemistry of Hallucinogens, Charles C. Thomas Publisher
- ・Poisonous Plants: Lucia Woodward
- ・WHO monographs on selected medicinal plants
- ・John H. Wiersema, Blanca Leon: World Economic Plants
 - ・中薬大辞典: 小学館
 - ・和漢薬: 医歯薬出版株式会社

(別紙)

○毒薬・劇薬指定基準（注略）

(1) 急性毒性（概略の致死量： mg/kg ）が次のいずれかに該当するもの。

- 1) 経口投与の場合、毒薬が $30\text{mg}/\text{kg}$ 、劇薬が $300\text{mg}/\text{kg}$ 以下の値を示すもの。
- 2) 皮下投与の場合、毒薬が $20\text{mg}/\text{kg}$ 、劇薬が $200\text{mg}/\text{kg}$ 以下の値を示すもの。
- 3) 静脈内（腹腔内）投与の場合、毒薬が $10\text{mg}/\text{kg}$ 、劇薬が $100\text{mg}/\text{kg}$ 以下の値を示すもの。

(2) 次のいずれかに該当するもの。なお、毒薬又は劇薬のいずれに指定するかは、その程度により判断する。

- 1) 原則として、動物に薬用量の10倍以下の長期連続投与で、機能又は組織に障害を認めるもの
- 2) 通例、同一投与方法による致死量と有効量の比又は毒性勾配から、安全域が狭いと認められるもの
- 3) 臨床上中毒量と薬用量が極めて接近しているもの
- 4) 臨床上薬用量において副作用の発現率が高いもの又はその程度が重篤なもの
- 5) 臨床上蓄積作用が強いもの
- 6) 臨床上薬用量において薬理作用が激しいもの

○注1に規定するアミノ酸は、以下のとおりとする。

・アスパラギン、アスパラギン酸、アラニン、アルギニン、イソロイシン、グリシン、グルタミン、グルタミン酸、シスチン、システイン、セリン、チロシン、トリプトファン、トレオニン、バリン、ヒスチジン、4-ヒドロキシプロリン、ヒドロキシリジン、フェニルアラニン、プロリン、メチオニン、リジン、ロイシン

2 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示

令和2年3月31日薬生監麻発0331第9号
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知

人が経口的に服用する物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「局長通知」という。）により判断してきたところです。

今般、局長通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」（以下「基準」という。）の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添3「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」を削り、別添2及び別添3の内容を本通知に規定することとしますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いします。

なお、局長通知の別添2及び別添3の内容を本通知の別添1及び別添2に規定するに当たり、下記のとおり「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」を変更していることもお知らせいたします。

―― ――― 以下省略 ―――

3 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示の一部改正について

令和5年2月17日薬生監麻発0217第1号
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「46通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

今般、例示通知の一部を別紙のとおり改正しますので、下記の改正の趣旨等を御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

個別成分本質（原材料）について、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」の別添1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）に該当するかどうか等の判断を行い、例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医リスト」という。）を変更した。

2 改正の概要

（1）成分本質（原材料）の新規追加

以下の成分本質（原材料）を専ら医リストに追加した。

③その他（化学物質）

- ・ピンボセチン

(別紙)

「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の一部改正について

令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の一部を次の表のように改正します。

注) 下線を付した箇所が改正箇所

>

改正後		改正前	
別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」		別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」	
3. その他（化学物質等）		3. その他（化学物質等）	
名称	他名	他名	備考
(略)		(略)	
ピンカミン		ピンカミン	
ピンボセチン	Vinpocetine	(新設)	
プソイドエフェドリン		プソイドエフェドリン	
(略)		(略)	

(別添1)
 ○専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト
 1. 植物由来物等
 (例)

最新版はこちら→



2023.2.17更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
アラビアチャノキ		葉	
アルニカ		全草	
アロエ	キュラソー・アロエ/ケーブ・アロエ	葉の液汁	根・葉肉は「非医」、キダチアロエの葉は「非医」
イチイ	アララギ	全草	
イヌサフラン		種子	
イボツツラフジ	Tinospora crispa	全木	
イリス		根茎	
イレイセン	シナボタンヅル	根・根茎	葉は「非医」
インチンコウ	カラヨモギ	花穂・帯花全草	
インドサルサ		根	
インドジャボク属	インドジャボク/ラウオルフィア	根・根茎	
インドハマユウ	Crinum latifolium Linn.	全草	
インヨウカク	イカリソウ	全草	
ウィザニア	アシウワガンダ	全草	
ウマノスズクサ属		全草	
ウヤク	テンダイウヤク	根	葉・実は「非医」
ウワウルシ	クマコケモモ	葉	
ウンカロアボ		根	
エイビツ	ノイバラ	果実・偽果	
エニシダ		枝・葉	花は「非医」
エンゴサク	エゾエンゴサク	塊茎	
エンジュ	カイカ/カイカク	花・花蕾・果実	葉・サヤは「非医」
エンベリア		果実	
オウカコウ	クソニンジン	帯果・帯花枝葉	
オウカシ		根・葉	
オウカボ	キンゴジカ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	根	茎・葉は「非医」
オウゴン	ヨガネバナ/ヨガネヤナギ	根	茎・葉は「非医」
オウバク	キハダ	樹皮	葉・実は「非医」
オウヒ	ヤマザクラ	樹皮	
オウレン	キクバオウレン	根茎・ひげ根	葉は「非医」
オシダ		根茎・葉基	
オノニス		根・根茎	
オモト		根茎	
オンジ	イトヒメハギ	根	
カイコウズ		全草	
カイソウ<海葱>属		鱗茎	カイソウ<海藻>の全藻は「非医」
カイトウヒ		樹皮	
カクコウ	Incarvillea sinensis	全草	
カゴソウ	ウツボグサ	全草	
カシ	ミロバラン	果実	
カシュウ	ツルドクダミ	塊根	茎・葉は「非医」
カスカラサグラダ		樹皮	
カッコウ	パチヨリ	地上部	
カクコン	クズ	根	種子・葉・花・クズ澱粉は「非医」
カッサア・アウリキュラータ	ミミセンナ/Cassia auriculata	樹皮	
カバ	カバカバ/シヤカオ	全草	kawakawaは「医」
カラバル豆		豆	
カロコン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	根	果実・種子は「非医」
カロライナジャスミン		全草	
kawakawa	Macropiper excelsum	全草	カバは「医」
カワミドリ		地上部	
カワラタケ		菌糸体	子實體は「非医」
カンショウコウ		根	
カントウカ	フキタンボボ	花蕾	葉・幼若花茎は「非医」
カンレンボク	キジュ	全草	
キササゲ	シジツ/トウキササゲ	果実	
キナ	アカキナノキ	根皮・樹皮	
キョウカツ		根・根茎	
キョウニン	アンズ/クキョウニン/ホンアンズ	種子	カンキョウニンは「非医」
キンリュウカ属	ストロファンツス/Strophanthus 属	種子・木部	
グアジャトンガ		葉	
クジン	クララ	根	
クスノハガシワ		樹皮	
クジチョウ		全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバンレイシ/オランダドリアン	種子	果実は「非医」
グリフォニア・シンプリシフォリア		種子	
クロウメモドキ属	ソリシ/Rhamnus属	果実	
ケイガイ		全草	
ケイコツソウ		全草	
ケシ		全草(発芽防止処理された種子・種子油は除く)	発芽防止処理された種子・種子油は「非医」
ケファエリス属	トコン/Cephaelis属	根	
ケンゴシ	アサガオ	種子	葉・花は「非医」
ゲンジン	ゴマノハグサ	根	
ゲンチアナ		根・根茎	花は「非医」
ゲンバショウコ		地上部	
コウトウスギ	ウンナンコウトウスギ/ Taxus wallichiana/ Taxus vunnanensis	樹皮・葉・心材	
コウブシ	サソウ/ハマスゲ	根茎	
コウフン	コマントウ	全草	
コウボク	ホウノキ	樹皮	
コウボン		根・根茎	
コオウレン	Picrorhiza kurrooa/Picrorhiza scrophulariaeflora	茎・根茎	
ゴールデンシール	カナダヒドラスチス	根茎	
コケモモヨウ	コケモモ	葉	果実は「非医」
ゴシツ	イノコヅチ/ヒナタイノコヅチ	根	
ゴシユユ	ホンゴシユユ	果実	
ロジョウコン	イタドリ	根茎	若芽は「非医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ゴボウシ	ゴボウ	果実	根・葉は「非医」
ゴミシ	チョウセンゴミシ	果実	
コロシントウリ		果実	
コロシボ		根	
コンズランゴ		樹皮	
コンドデンドロン属	コンドデロデンドロン属/ノリエラ/バレイラ根	樹皮・根	
コンミフォラ属	アラビアモツヤク/モツヤク/モツヤクジュ/ミルラ/Commiphora属	全木(ガムググルの樹脂を除く)	ガムググル(Commiphora mukul)の樹脂は「非医」
サイコ	ミシマサイコ	根	葉は「非医」
サイシン	ウスバサイシン/ケイリンサイシン	全草	
サビナ		枝葉・球果	
サルカケミカン		莖	
サワギキョウ		全草	
サンキライ	ケナンサルトリイバラ/Smilax glabra	塊茎・根茎	葉は「非医」、サンキライ以外のシオデ属の葉・根は「非医」
サズコン		根・根茎	
ジオウ	アカヤジオウ/カイケイジオウ	莖・根	
シオン		根・根茎	
ジギタリス属	Digitalis属	葉	
シキミ	ハナノキ	実	
ジヨッピ	クコ	根皮	果実・葉は「非医」
シヨク	ムラサキ	根	
シツサス・クアドラン	ヒスイカク	全草	
グラリス			
シツリシ	ハマビシ	果実	
シマハスノハカズラ	フンボウイ/Stephania tetrandia	莖・莖根	
シヤクヤク		根	花は「非医」
ジャショウ	オカゼリ	果実・莖・葉	果実はジャショウシともいう
シユクシヤ	シヤジン<砂仁>/シユクシヤミツ	種子の塊・成熟果実	シヤジン<沙参>の根は「非医」
ショウブコン	カラムスコン/ショウブ	根茎	
ショウボクヒ	クヌギ/ボクソク	樹皮	
ショウマ	サラシナショウマ	根茎	アカショウマの根は「非医」
ショウリク	ヤマゴボウ/ Phytolacca esculenta	根	ヤマゴボウ(Cirsium dipsacolepis)の根は「非医」
シンイ	ヨブシ/タムシバ	花蕾	
シンキンソウ	ヒカゲノカズラ	全草	
ジンコウ		材・樹脂	
スイサイ	ミツガシワ	葉	
スカルキヤップ		根	根以外は「非医」
スズラン		全草	
セイコウ	カワラニンジン	帯果・帯花枝葉	
セイヨウトチノキ		種子	樹皮・葉・花・芽は「非医」、トチノキの種子は「非医」
セイヨウヤドリギ	ソウキセイ/ヤドリギ	枝葉梢・莖・葉	
セキサン	ヒガンバナ/マンジュシヤゲ	鱗莖	
セキショウコン	セキショウ	根茎	莖は「非医」
セキナンヨウ	オオカナメモチ/シヤクナゲ	葉	
セネガ	ヒロハセネガ	根	
センキュウ		根茎	葉は「非医」
ゼンコ		根	
センコツ	コウホネ	根茎	莖は「非医」
センソウ<茜草>	アカネ/アカミノアカネ/セイソウ	根	センソウ<仙草>の全草は「非医」
センソウトウ		全草	
センダン	クレンシ/クレンピ/トキワセンダン/Melia azedarach	果実・樹皮	葉は「非医」、トウセンダン(Melia toosendan)の果実・樹皮は「医」
センナ	アレキサンドリア・センナ/チンネベリ・センナ	果実・小葉・葉柄・葉軸	莖は「非医」
センブクカ	オグルマ	花	
センブリ	トウヤク	全草	
ソウカ		果実	
ソウシシ	トウアズキ	種子	
ソウジシ	オナモミ	果実	
ソウジュツ	ホノバオケラ	根茎	
ソウハクヒ	クワ/マダワ	根皮	葉・花・実(集合果)は「非医」
ソテツ		種子	
ソボク	スオウ	心材	
ダイオウ	ヤクヨウダイオウ	根茎	葉は「非医」
ダイフクヒ	ピンロウ/ピンロウジ	果皮・種子	
タクシヤ	サジオモダカ	塊茎	
ダミアナ		葉	
タユヤ		根	
タンジン		根	葉は「非医」
チクジョ		稗の内層	
チクセツニンジン	トチバニンジン	根茎	
チノスポラ・コルディフォリア	Tinospora cordifolia	全草	
チモ	ハナスゲ	根茎	
チョウセンアサガオ属	チョウセンアサガオ	種子・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/トウカギカズラ	どげ	葉は「非医」
チョレイ	チョレイマイタケ	菌核	
デンドロビウム属	セッコク/ホンセッコク/Dendrobium属	莖	
デンナンショウ		塊茎	
デンマ	オニノヤガラ	塊茎	
デンモンドウ	クサスギカズラ	根	種子・葉・花は「非医」
トウガシ	トウガ	種子	果実は「非医」
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	根	葉は「非医」
トウジン	ヒカゲノツルニンジン	根	
トウシンソウ	イ/イゲサ/Juncus effusus	全草	地上部の熱水抽出(100℃8分以上又は同等以上の方法)後の残渣は「非医」
トウセンダン	クレンシ/クレンピ/センレンシ/Melia toosendan	果実・樹皮	センダン(Melia azedarach)の果実・樹皮は「医」、センダン(Melia azedarach)の葉は「非医」
トウニン		種子	葉・花は「非医」
トウリョウソウ		全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ドクカツ	ウド/ドクカツ/Aralia cordata	根茎	軟化茎は「非医」、シンウド(Angelica pubescens/Angelica bisserata)の根茎・軟化茎は「非医」
トシシ	ネナシカズラ/マメダオン	種子	
トチュウ		樹皮	果実・葉・葉柄・木部は「非医」
ドモッコウ	オオグルマ	根	
トリカブト属	トリカブト/ブシ/ヤマトリカブト	塊根	
ナンテンジツ	シロミナンテン/ナンテン	果実	
ニガキ		木部(樹皮除く)	
ニチニチソウ		全草	
ノゲイトウ	セイショウ	全草	
バイケイソウ属	コバイケイソウ/シュロソウ/バイケイソウ	全草	
バイモ	アミガサユリ	鱗茎	
ハクシジン		種子	
ハクセンビ		根皮	
ハクトウオウ		茎・葉	
ハクトウスギ	Pseudotaxus chienii	樹皮・葉	心材は「非医」
バクモンドウ	コヤブラン/ジャンヒゲ/ヤブラン/リュウノヒゲ	根の膨大部	
ハゲキテン		根	
ハシリドコロ属	ハシリドコロ/ロート根	根	
ハズ		種子	
ハナビシソウ		全草	
ハルマラ		全草・種子	
ハンゲ	カラスビシャク	塊茎	
ヒマシ油	トウゴマ/ヒマ	種子油	
ヒメツルニチニチソウ	Vinca minor L.	全草	
ビャクシ	ヨロイグサ	根	
ビャクジュツ	オオバナオケラ/オケラ	根茎	
ビャクダン		心材・油	
ビャクブ		肥大根	
ヒュウガトウキ	Angelica furcijuga	根	
ヒヨス属	ヒヨス	種子・葉	
ヒョドリジョウゴ	ハクエイ/ハクモウトウ	全草	
ヒルガオ		根	地上部は「非医」
ブクジュソウ属	ガンジツソウ/Adonis属	全草	
ブクシンボク		菌核に含まれる根	
ブクボンシ	ゴシヨイチゴ	未成熟集果	
ブクリョウ	マツホド	菌核	
フジヨブ	フジ	フジヨブ菌が寄生し生じた瘤	茎(フジヨブ菌が寄生し生じた瘤以外)は「非医」
フタバアオイ		全草	
フラングラ皮	セイヨウイソノキ	樹皮	
ヘパティカ・ノビリス	ミスミノウ/ユキワリソウ/Hepatica nobilis	全草	
ヘラオモダカ		塊茎	
ベラドンナ属	ベラドンナ	根	
ボウイ	オオツツラフジ	根茎・つる性の茎	
ボウコン	チガヤ/ビャクボウコン	根茎	
ボウセンカ		種子	種子以外は「非医」
ボウビソウ	イノモトソウ	全草	
ボウフウ		根・根茎	
ホオウ	ガマ/ヒメガマ	花粉	花粉以外は「非医」、ガマ・ヒメガマ以外の花粉は「非医」
ホオズキ属	サンショウコン/Physalis属	根	食用ホオズキの果実は「非医」
ボスウェリア属	ニューコウ/Boswellia属	全木(ボスウェリア・セラータの樹脂を除く)	ボスウェリア・セラータ(Boswellia serrata)の樹脂は「非医」
ボタンビ	ボタン	根皮	葉・花は「非医」
ポテンティラ・アンセリナ	トウツルキンバイ/ケツマ/Potentilla anserina	全草	
ポドフィラム属	ヒマラヤハッカクレン/Podophyllum属	根・根茎	
マオウ		地上茎	陽イオン交換等の方法により植物塩基を除いたエキスは「非医」
マクリ		全薬	
マシニン	アサ	発芽防止処理されていない種子	発芽防止処理されている種子は「非医」
マチン属	ホミカ/マチンシ	種子	
マルバタバコ	アステカタバコ	葉	
マンケイシ	ハマゴウ	果実	
マンドラゴラ属	マンドラゴラ	根	
ミソカクシ		全草	
ミツモウカ		花	
ムイラブアマ		根	根以外は「非医」
モウオウレン		ひげ根	
モクソク	トクサ	全草	
モクツウ	アケビ/ツウソウ	つる性の茎	実は「非医」
モクベッシ	ナンバンキカラスウリ/モクベッシ	種子	
モッコウ		根	
ヤクチ		果実	
ヤクモソウ	ヌハジキ	全草	
ヤボランジ		葉	
ヤラッパ		脂・根	
ユキノハナ属	オオユキノハナ/ユキノハナ	鱗茎	
ヨヒンベ		樹皮	
ラタニア		根	
ランソウ	フジバカマ	全草	
リュウタン	トウ lindウ/リンドウ	根・根茎	
リュウキョウ		根茎	
ルリヒエンソウ	ラークスパー	全草	
レンギョウ	連翹	果実	葉は「非医」
ロウハクカ		樹皮・花	
ロコン	ヨシ	根茎	根茎以外は「非医」
ロベリアソウ		全草	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等

(例)

2023.2.17更新

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カイクジン	オットセイ/ゴマフアザラシ	陰茎・睾丸	骨格筋抽出物は「非医」
ケツエキ		ヒト血液	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿は「非医」
コウクバン	イヌ/クインラン/ボクインキョウ/ボクインケイ	陰茎・睾丸	
ゴオウ	ウシ	胆嚢中の結石	
ココツ	トラ	骨格	ワシントン条約で輸入が禁止されている
コツズイ		ヒト骨髄	ウシ骨髄は「非医」
ゴレイシ		モモンガ亜科動物の糞	
シバット	ジャコウネコ/レイビョウコウ	香囊腺から得た分泌液	
ジャコウ	ジャコウジカ	雄の麝香腺から得た分泌物	ワシントン条約で輸入が禁止されている
ジャドク	ヘビ	蛇毒	ヘビ全体は「非医」
ジリュウ	カッシュョクツリミズ	全形	
スイギョウカク	Bubalus bubalis Linnaeus / Bubali cornu/ Buffalo Horn/水牛角	角	
センソ	シナヒキガエル	毒腺分泌物	
セントアイ	アブラゼミ/クマゼミ	蛻殻	
胎盤	シカシヤ	ヒト胎盤	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤は「非医」
胆汁・胆嚢	ウシ/クマ/ブタ	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢	コイ・ヘビの胆嚢は「非医」
バボウ	ウマ	胃腸結石	
ボウチュウ	アブ	全虫	
リュウコツ		古代哺乳動物の骨の化石	
レイヨウカク	サイカレイヨウ	角	
ロクジョウ	Cervus nippon, Cervus elaphus, Cervus canadensis又はその他同属動物(Cervidae)	雄の幼角	
ロクバン	ロクジン	シカの陰茎・睾丸	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「非医」は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)
(例)

2023.2.17更新

名称	他名等	部位等	備考
アスピリン	アセチルサリチル酸		
アセチルアシッド	Acetil acid/ 4-ethoxy-3-(1-methyl-7-oxo-3-propyl-6,7-dihydro-1H-pyrazolo[4,3-d]pyrimidin-5-yl)benzoic acid		
アミノタダラフィル	Aminotadalafil		
アミラーゼ	ジアスターゼ		
アラントイン			
アロイン	バルバロイン		アロエの成分
アンジオテンシン			
アンドロステジオン			
イミダゾサグトリアジノン	Imidazosagatriadinone		
インペルターゼ	インペルチン/サッカラーゼ/β-フルクトフラノシダーゼ		
ウデナフィル	Udenafil		
S-アデノシル-L-メチオニン	SAMe		
N-アセチルシステイン	N-アセチル-L-システイン/アセチルシステイン		
N-オクタチルノルタダラフィル	N-octylnortadalafil		
N-ニトロソフェンフルラミン			
N-フェニルプロポキシフェニルカルボデナフィル	N-phenyl propoxyphenyl carbodenafil		
エフェドリン			
ATP	アデノシン-5'-三リン酸		
カオリン			
カタラーゼ			
カルボデナフィル	Carbodenafil		
キサントアントラフィル	Xanthoanthrafil		
γ-オリザノール			
グアイフェネジン			
グルタチオン	還元型グルタチオン		
クロロプレタダラフィル	Chloropretadalafil		
ゲンデナフィル	Gendenafil		
GBL	ガンマブチロラクトン		
シクロフェニール			
シクロペンチナフィル	Cyclopentynafil		
臭化水素酸デキストロトルファン	Dextromethorphan Hydrobromide		
ジメチルジチオデナフィル	Dimethyldithiodenafil		
ジメチルジチオノルカルボデナフィル	Dimetyldithionorcarbodenafil		
シルデナフィル	Sildenafil		
スルフォンアミド			
セキテッコウ	赤鉄鉱/タイシヤセキ		鉱石
タウリン			
タダラフィル	Tadalafil		
脱N,N-ジメチルシブトラミン	Des-N,N-dimethyl-sibutramine		
脱N-メチルシブトラミン	Des-N-methyl-sibutramine		
チオアイルデナフィル	Thioaildenafil		
チオキナピペリフィル	Thioquinapiperifil		
チオデナフィル	Thiodenafil		
DHEA	デヒドロエピアンドロステロン		
1-デオキシノジリマイシン	DNJ		
デキストロトルファン	Dextromethorphan		
デスカルボンシルデナフィル	Descarbonsildenafil		
ニコチン			
ニトロデナフィル	Nitrodenafil		
ノルカルボデナフィル	Norcarbodenafil		
ノルタダラフィル	Nortadalafil		
ノルネオシルデナフィル	Norneosildenafil		
ノルホンデナフィル	Norhongdenafil		
ババイン			ババイン、バインナップル加工品は「非医」
バルデナフィル	Vardenafil		
ハルマリン	Harmaline		
ハルミン	Harmine		
バンクレアチン			
BD	1,4-ブタンジオール		
BDD	ジメチル-4,4'-ジメトキシ-5,6,5',6'-ジメチレンジオキシビフェニル-2,2'-ジカルボキシレート		
hEGF	ヒト上皮細胞増殖因子		
ヒドロキシチオホモシルデナフィル	Hydroxythiohomosildenafil		
ヒドロキシカルボデナフィル	Hydroxycarbodenafil		
5-HTP(ヒドロキシトリプトファン)	L-5-Hydroxy-tryptophan		
ヒドロキシホモシルデナフィル	Hydroxyhomosildenafil		
ヒドロキシホンデナフィル	Hydroxyhongdenafil		
ピリミデナフィル	Pyrimidenafil		
ピンカミン			
ビンボセチン	Vinpocetine		
ブソイドエフェドリン			
ブソイドバルデナフィル	ビペリデナフィル /Pseudovardenafil/Piperidenafil		
ブフォテニン	Bufotenine		
プロスタグランジン			
プロテアーゼ			
プロポキシフェニルノルアセチルデナフィル	Propoxyphenylnoracetildenafil		
プロメライン			
ペブシン			
ホモシルデナフィル	Homosildenafil		
ホモタダラフィル	Homotadalafil		
ホモチオデナフィル	Homothiodenafil		
ホンデナフィル	アセチルデナフィル/ Hongdenafil/Acetildenafil		

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
マグノフロリン	Magnoflorine		
マルターゼ	α -グルコシダーゼ		
ムタプロデナフィル	Mutaprodénafil		
メチソシルデナフィル	Methisosildenafil		
メトニン	松果体ホルモン		
ヨウキセキ			鉱石
ラクターゼ	β -ガラクトシダーゼ		
リパーゼ			
ルンブルキナーゼ			

注1) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注2) 備考欄の「非医」は「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

注3) 消化酵素の名称については、同様の機能を持つものとしての総称として使用されているものを含む。

(別添2)

○ 医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)

最新版はこちら→



1. 植物由来物等

(例)

2023.2.17更新

名称	他名等	部位等	備考
アイギョクシ		寒天様物質	
アイスランド苔		植物体	
アイブライト		全草	
アオギリ		種子	
アオダモ	コバトネリコ/トネリコ/Fraxinus lanuginosa/Fraxinus japonica	樹皮	
アガーベ	テキラリュウゼツ	球茎	
アカザ		葉	
アカショウマ		根	ショウマの根茎は「医」
アカツメクサ	コウシャジクソウ/ムラサキツメクサ/レッド・クローバー	葉・花穂(序)	
アカテツ		果肉・葉	
アカニレ	スリッパリーエルム	全草	
アカバナムシヨケギク		葉	
アカメガシワ		樹皮	
アガリクス	アガリクス・ブラゼイ/ヒメマツタケ	子実体	
アギタケ	阿魏茸	子実体	
アキノキリンソウ		全草	
アケビ	モクソウ	実	つる性の茎は「医」
アサ		発芽防止処理されている種子	発芽防止処理されていない種子は「医」
アサガオ		葉・花	種子は「医」
アサツキ		茎葉・鱗茎	
アシ	ヨシ	全草(根茎を除く)	根茎は「医」
アジサイ	シヨウカ/ハチセンカ	全草	
アシタバ		葉	
アシドフィルス菌		菌体	
アズキ	セキショウズ	種子	
アスナロ		葉	
アセロラ	バルバドスサクラ	果実	
アセンヤク	ガンビール	葉及び若枝の乾燥水製エキス	
アッケシソウ		全草	
アップルミント	ラウンドリーミント	葉	
アニス	ピンピネラ	果実・種子・種子油・根	
アフアノメノキ		全藻	
アフリカマンゴノキ	オボノ/アボン(種子)/ティカナツツ/ブッシュマンゴー/ワイルドマンゴー	種子	
アボガド		果実・葉	
アマ	アマシ/アマニン/アマニ油	種子・種子油	
アマチャ		枝先・葉	
アマチャヅル	コウコラン	全草	
アマナ	サンジコ	鱗茎	
アメリカサンショウ		全草	
アメリカニンジン	カントンニンジン/セイヨウジン/セイヨウニンジン/Panax quinquefolium	根茎・根・茎・葉	
アメリカホドイモ		塊根	
アラガオ		葉	
アラビアゴム	アラビアゴムノキ	乾燥ゴム質(枝・葉)	
アラメ		全草	
アリタソウ	ドケイガイ	茎・葉	
アルテア	ピロードアオイ/マーシュマロウ	根・葉	
アルファルファ	ウマゴヤシ/ムラサキウマゴヤシ	全草	
アロエ	キュラソーアロエ/ケープアロエ	根・葉肉	葉の液汁は「医」
アンゼリカ	ガーデンアンゼリカ	全草	
アンソクコウノキ		樹脂	
アンテリス・プルネリア		根・葉・花	
アントロディア カンフォラタ	Antrodia camphorata	菌糸体	
イグサ	イトウシンソウ/Juncus effusus	地上部の熱水抽出(100℃8分以上又は同等以上の方法)後の残渣	全草は「医」
イクリニン	ユニワザクラ/チョウコウイクリ/ニワウメ	種子・根	
イズイ	アマドコロ/ギョクチク	根茎	
イソマツ	ウコンイソマツ	全木	
イタドリ		若芽	根茎は「医」
イチジク		花托・根・葉	
イチビ		種子・葉	
イチヤクソウ	ロクテイソウ/Pyrolaceae japonica	全草	
イチヨウ	ギンナン/ハクカ	種子・葉	
イチゴマメ	アルガロバ/キヤロブ	果肉・葉・豆・莢	
イヌサンショウ		果実・根	
イヌナズナ		種子	
イヌノフグリ		全草	
イヌハッカ	チクマハッカ	葉・花穂	
イヌホオズキ	リュウキ	全草	
イネ		苡株の二番芽	
イブキジャコウソウ		葉	
イラクサ属	ウルチカソウ/ネットル	茎・種子・根・葉	
レイゼン	シナボタンヅル	葉	根・根茎は「医」
イワタバコ		全草	
イワニガナ	ジンバリ	全草	
イワベンケイ	コウケイテン	全草	
インゲンマメ	フジマメ	種子	
インスリーナ	アニール・トレバドール	葉	
インドアマチャ		葉	
インドカラタチ	ベールフルーツ/ベンガルカラタチ	果実・樹皮	
インドナガコショウ	ヒハツ	果穂	
インドボダイジュ	Ficus religiosa	樹皮	
インドキョウボク		葉・花	
インペティギノサ		全草	
インペラトリア		根	
ウイキョウ	フェニネル	果実・種子・根・葉	
ウキヤガラ		塊茎	
ウコギ		葉	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ウコン		根茎	
ウシヨウ	クロモジ/チョウシヨウ	幹皮・根皮	
ウスベニアオイ	ゼニアオイ	葉・花	
ウチワサボテン属	ウチワサボテン/フィクスインディカ	全草	
ウチワヤシ	バルミヤシ	全草	
ウド	Aralia cordata	軟化茎	根茎は「医」、シシウド(Angelica pubescens/Angelica bisserata)の根茎・軟化茎は「非医」
ウベ	ダイショ	根茎	
ウマノアシガタ	キンボウゲ	全草	
ウメ	ウバイ	果肉・未成熟の実	
ウメガサソウ	オオウメガサソウ	全草	
ウヤク	テンダイウヤク	葉・実	根は「医」
ウラジロガシ		葉	
ウワミズザクラ		花穂	
エーデルワイス	Leontopodium alpinum	地上部	
エキナゲア	パープルコーンフラワー/ブルブレア/ムラサキバレンギク	全草	
エストラゴン	タラゴン	葉	
エノウコギ	シゴカ/シベリアニンジン	幹皮・根・根皮・葉・花・果実	
エゾチチコグサ		花	
エゾヘビイチゴ		全草	
エニンダ		花	枝・葉は「医」
エノキタケ		子実体	
エビスグサ	ケツメイシ/ケツメイヨウ	種子・葉	
エルカンブーレ	Hercampure	全草	
エンシショウ		全草	
エンジュ	カイヨウ	葉・サヤ	花・花蕾・果実は「医」
エンバク	オートムギ/マラカスムギ	全草	
エンメイソウ	クロバナヒキオコシ/ヒキオコシ	全草	
オウギ	キバナオウギ/ナイモウオウギ	茎・葉	根は「医」
オウゴン	コガネバナ/コガネヤナギ	茎・葉	根は「医」
オウシュウハンノキ		樹皮・葉	
オウセイ	ナルコユリ	根茎	
オウバク	キハダ	葉・実	樹皮は「医」
オウヤクシ	ニガカシュウ	全草	
オウレン	キクバオウレン	葉	根茎・ひげ根は「医」
オオイタビ		枝・茎・葉	
オオバコ	シャゼンシ/シャゼンソウ/シャゼンヨウ	全草	
オオハンゴンソウ		全草	
オオセリアザミ		全草	
オオボウシバナ	アオバナ/ツキクサ/ジコクバナ/Commelina communis L. var. hortensis Makino	地上部(種子を除く)	
オオムギ	バクガ/Hordeum vulgare	茎・葉・発芽種子	
オカオグルマ		全草	
オカヒジキ	ミルナ	茎葉	
オシヤクジタケ	オシヤクシタケ/サヨウ/Cynomorium coccineum	全草	
オタネニンジン	コウライニンジン/チョウセンニンジン	果実・根・根茎・葉	
オトギリソウ	ショウレンギョウ	全草	
オトメアゼア	バコパモニエラ	全草	
オドリコソウ		花	
オニサルビア	クラリーセージ/Salvia sclarea	葉	
オニバス	ケツジツ/ミズブキ	種子	
オペルクリナ・タルベタム		葉	
オミナエシ	ハイショウ/Patrinia scabiosaefolia	根	
オリーブ	オリーブ油/オレイフ	葉・花・果肉油	
オレンジ	オレンジピール	果実・果皮・蕾	
カインウ<海藻>		海中の食用藻類	カインウ<海葱>属の鱗莖は「医」
カインク	ノビル/ラッキョウ	鱗莖	
ガウクルア	アカガウクルア	全草	
カガミグサ	Ampelopsis japonica	根	
カキ<柿>	Diospyros kaki	渋・葉・果実の宿存がく(へた)	
カキネガラシ	ヘッジマスタート/エリシマム	全草	
カシグルミ	セイヨウグルミ/ベルシヤグルミ	果実・葉	
カシス	クロフサスグリ	葉	
ガジュツ		根茎	
カシエトウ	カンカトウ/ドカンブウ	全草	
カツアバ		全草	
カッコウアザミ	Ageratum conyzoides	全草	
カッパリス・マサイカイ	バピンロウ/マピンロウ/Capparis masaikai	種子	
カニクサ	ツルシノブ/Lygodium japonicum	孢子	
カノコソウ	キツウコン/セイヨウカノコソウ/ワレリア	根・根茎	
カバナアナタケ		菌核	
カフン		ガマ・ヒメガマ以外の花粉	ガマ・ヒメガマの花粉は「医」
カボチャ	ナンガン	種子・種子油	
ガマ	ヒメガマ	花粉以外	花粉(蒲黄)は「医」
カミツレ	カモミール	小頭花	
カムカム		果実	
ガムグム	Commiphora mukul	樹脂	その他のコンミフロア属の全木は「医」
カヤツリグサ		全草	
カラスノエンドウ	コモンヴィッチ	全草	
カラスムギ	ヤエンムギ	全草	
カラダチ	キコク/Poncirus trifoliata	果実・果皮・蕾	
ガラナ		種子	
カリウスフォレスコリー		根	
カルケツハ	カルケ/カルケージャ/バツソウラ	全草	
ガルシニアインディカ	インドマンゴスチン/コバナマンゴスチン/Kokum	果皮	
ガルシニアカンボジア	インディアンデイト/ゴラカ/タマリンド	果実・果皮・茎・種子・根・葉・花	
ガレガソウ		葉	
カロニン	オオカラスウリ/キカラスウリ/シナカラスウリ	果実・種子	根は「医」
カワラタケ	サルノコシカケ	子実体	菌糸体は「医」
カンカニクジュヨウ	Cistanche tubulosa	肉質茎	
カンキョウニン	アンズ	種子	クキョウニンは「医」

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
カンショ	サトウキビ	根	
カンゾウ<甘草>	リコライス	根・ストロン	
カントウタンポポ		全草	
カンブイ	ペドラー・ウマ・カア/ペドラー・ウメカ	葉	
カンラン	Canarium album	果実	
キイチゴ		葉	
キキョウ		根	
キク	ケンボナシ	果実・果柄	
キクイモ		塊茎	
キクカ	キク	頭花	
キクニガナ	チコリー	根・根の抽出物・葉・花	
キクラゲ		子実体	
キダチアロエ		葉	アロエの葉液汁は「医」
キダチキンバイ	スイチョウコウ	全草	
キダチコミカンソウ		全草	
キダチハッカ	サボリー	全草	
キヌガサタケ		子実体	
キノア		種子・葉	
キバナアザミ	サントリソウ	全草	
キバナオランダセンニチ		葉・花・茎葉	
キバナシュスラン		全草	
キブネダイオウ	ネパールサンモ	根	
ギムネマ		葉	
キャッサバ	タピオカ/マニオク	塊根・葉	
キャツクロー		全草	
キュウセツチャ	センリョウ	全草	
キュウハクトウ		茎・葉	
ギョウジャニンニク		全草	
ギョウチクトウ		花	
ギョリュウ		全草	
ギョリュウモドキ	エリカ/スコツプヘザー	全草	
キラソウ	ジヨクノカマノフタ	全草	
キリンケツ	キリンケツヤシ	果実から分泌する紅色樹脂	
キリンソウ	アイゾーン/ホソバノキリンソウ	全草	
キンカン		果実	
キンギンカ	スイカズラ/ニンドウ	全草	
キンシバイ		全草	
キンシンサイ	ヤブカンゾウ	花・若芽	
キンセンソウ		全草	
キンセンレン		葉	
ギンネム	ギンゴウカン	全草	
キンマ		果実・葉	
キンミスヒキ	センカクソウ/リュウガソウ	全草	
キンモクセイ		花	
キンレンカ		全草	
グアコ		葉	
グアバ	バンカ/バンザクロ/バンジロウ/バンセキリュウ	果実・果皮・葉	
グアヤクノキ	ユソウボク	材部	
クガイ	ニガヨモギ/ワームウッド	茎枝	
クコ	クコシ/クココウ	果実・葉	根皮は「医」
クサボケ		果実	
クズ		種子・葉・花・クズ澱粉・蔓	根(カクコン)は「医」
クスノキ		葉	
グッタベルカ		乳液	
クマザサ		葉	
クマツツラ	バーベナ/バベンソウ	全草	
クマヤナギ		茎・葉・木部	
クミスクチン		全草	
クミン		果実	
クラチャイ	クンチ	全草	
グラビオラ	サーサップ/トゲバシレイシ/オランダドリアン	果実	種子は「医」
クランベリー	ツルコケモモ	果実・葉	
グリーンランドイソツツジ	ラブラドールティー	全草	
グルテン	コムギ	小麦蛋白質の混合物	
クルマバソウ	ウッドラフ	全草	
グレープフルーツ		果実	
クローブ		花・蕾	
クロガラシ		種子	
クログルミ		成熟果実・葉	
クロスグリ		果実	
黒米		種子	
クロマメノキ		果実	
クロヨナ		種子	
クロレラ		藻体	
クワ	ソウジン/ソウヨウ/マグワ	葉・花・実(集合果)	根皮は「医」
クワガタソウ		根・葉	
ケイケツトウ		つる	
ケイシ	Cinnamomum cassia	小枝・若枝	
ケイヒ	ケイ/シナニッケイ/ニッケイ	根皮・樹皮	
ケール	ハゴロモカンラン	全草	
ケン		発芽防止処理した種子・種子油	発芽防止処理した種子・種子油を除く全草は「医」
ゲッカビジン	ドンカ	全草	
ゲッケイジュ	ゲッケイヨウ/ペイリーフ/ローレル	葉	
ゲットウ	月桃	葉	
ケルブ		全藻	
ケン		種子の核	
ケンケレバ	コンプレツム	葉	
ゲンチアナ		花	根・根茎は「医」
玄米胚芽	イネ	胚芽・胚芽油	
コイケマ	白首鳥/Cynanchum wilfordii	塊根	
コウカガンショウ	セキレン	全草	
コウキ		茎・樹皮・葉	
コウジュ	ナギナタコウジュ	全草	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
コウシンコウ	コウコウ/コウコウダン	全草	
コウソウ		全藻	
コウホネ		茎	根茎は「医」
酵母	Saccharomycesに属する単細胞生物/トルラ酵母/ビール酵母/Candida utilis	菌体	
コウモウゴカ	紅毛五加	樹皮	
コーヒーノキ	アラビアコーヒー	果実	
コーラ	コーラ/コラシ/コラノキ	種子	
ゴカ	ソウゴカ/マンシュウウコギ/リンサンゴカ	根皮・種子・葉・花	
コガネキクラゲ	Golden Tremella	子実体	
コケモモ		果実	葉は「医」
コメグサ		全草	
コショウ		果実	
コジン	タイゲイ	全草	
コズイシ	コエントロ/コリアンダー	果実	
コセンダングサ	コシロノセンダングサ	全草	
コナスビ		果実	
コパイーバ・オフィシナリス	Copaifera officinalis	樹脂	
コパイーバ・ラングドルフィ	Copaifera langsdorffii	樹液	
コハク		古代マツ科Pinus属植物樹脂の化合物	
コフキサルノコシカケ	ジュゼツ/バイキセイ	菌核(菌糸体)	
ゴボウ		根・葉	果実は「医」
ゴマ	ゴマ油	種子・種子油・地上部・根	
コムカンソウ		全草	
コムギ		茎・澱粉・葉・胚芽・胚芽油・ふすま	
ゴムノキ		全草	
コメデンブ	イネ	種子	
コメヌカ	イネ	米糠	
コリビ		茎・根	
ゴレンシ		葉・実	
コロハ		種子	
コンブ	モエン	全藻	
コンフリー	ヒレハリソウ	根・葉	
サージ	サクリュウカ/ラムノイデス	果実・種油	
サイカチ	ソウカクシ/トウサイカチ	樹幹の棘	
サイコ	ミシマサイコ	葉	根は「医」
サイハイラン	トケンラン	鱗茎	
サキョウ		果実	
サクラソウ		根・葉	
ザクロ	サンセキリュウ/セキリュウ/Punica granatum	果実・果皮・根皮・樹皮・花	
サゴヤシ		茎(髄)	
サッサfrasノキ		全草	
サトウダイコン	ビート	全草	
サフラン		柱頭	
サボンソウ		葉	
サラシア・レディキュラータ	コタラヒム/コタラヒムブツ	茎・根	
サラシア・オプロンガ		茎・根	
サラシア・キネンシス		茎・根	
サルナシ	コクワ/シラクチツル	果実	
サルビア	セージ	葉	
サンカトウ		外果皮・根皮・種仁	
サンキライ	ケナシサルトリイバラ/Smilax glabra	葉	塊茎・根茎は「医」、サンキライ以外のシオデ属の葉・根は「非医」
サンザシ	オオサンザシ	偽実・茎・葉・花	
サンシキスミレ		全草	
サンシシ	クチナシ	果実・茎・葉	
サンシチニンジン	デンシチニンジン	根	
サンシュユ	ハルコガネバナ	果実	
サンショウ		果実・果皮・根	
サンショウバラ		花	
サンソウニン	サネブトナツメ	種子	
サンナ	バンウコン	根茎	
サンベンズ	カワラケツメイ	全草	
サンヤク	ナガイモ/ヤマイモコン	根茎	
シア	シアーバターノキ	種子・油	
シイタケ		菌糸体・子実体	
シオデ属	サルサ/Smilax属	葉・サンキライ以外の根	サンキライ(Smilax glabra)の塊茎・根茎は「医」
シクンシ		果実	
シケイジョテイ		葉	
シコウカ	ヘンナ	葉	
シヨクビエ		種子	
シシウド	Angelica pubescens/Angelica bisserata	根茎・軟化茎	ドクカツ(ウド/Aralia cordata)の根茎は「医」
シジン		全草	
シソ	エゴマ/シソ油	枝先・種子・種子油・葉	
シセンサンショウ	土山椒	根	
シダレカンバ	ハクカヒ/ユウシカ	全草	
シタン	インドシタン/Pterocarpus indicus	根・樹皮・材	
ジチョウ		全草	
シデリテイス・スカルディカ	Sideritis scardica	茎・葉・花	
シナタラノキ	ソウボク/Aralia chinensis	根・根皮・材	
シナノキ		全草	
シバムギ	グラミニス	根	
ジフ	インボウキ/トンブリ/ホウキギ	果実・種子・葉	
シマタコノキ	アダン	全草	
シマトウガラシ		果実	
シャウベデコウロ		全草	
シヤエンシ		種子	
ジャクゼツソウ	ノミノフスマ	葉	
ジャクヤク		花	根は「医」
ジャジン<沙参>	ツリガネニンジン	根	ジャジン<砂仁>は「医」
ジャスミン		花	
ジャタバリ		地下部	
ジャトバ	オオイナゴマメ	樹皮	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ジャビヤクシ	ニオイイガクサ	全草	
ジャウナガコショウ	ヒハツ	果実	
ジュウヤク	ドクダミ	地上部	
ジュルベーパーバ		全草	
シュロ		葉	
ショウキョウ	カンキョウ/ショウガ	根茎	
ショウズク	カルダモン	果実	
ショウノウ	カンフル	クスノキから得られた精油	
ショウラン	タイセイ/ホソバタイセイ	全草	
食用ダイオウ	マルバダイオウ	葉柄	
食用ホオズキ	ブルーノサ	果実	ホオズキの根は「医」
シラカンバ		果実	
シラン		花	
シリ	イザヨイバラ	果実	
シロキクラゲ	ハクボクジ	子実体	
シロコヤマモモ		樹皮	
シントクスノキ		樹皮	
スイートオレンジ		果皮	
スイカク		成熟果核	
スイバ	ヒメスイバ	茎・葉	
スカルキヤップ		根以外	根は「医」
スギナ	ツクシ/モンケイ	栄養茎・胞子茎	
スグリ		実	
ステビア		葉	
ストローブ	ストローブマツ	全木	
スピルリナ		全藻	
スベアミント	オランダハッカ/ミドリハッカ	全草	
スマ	パフィア/ブラジルニンジン	根	
スマック	ジビジビ	果実	
スマレ		花	
スリムアマランス	アマランス・ハイブリダス	種子	
ズルカマラ		茎	
セイセンリュウ		葉	
セイトカカナビキノウ	ヤカンゾウ	全草	
セイトカミロバラン		全草	
セイレ	オオベニミカン	未熟果実	
セイウアカネ		根	
セイウイラクサ		全草	
セイウエビラハギ	メリロート	全草	
セイウオオバコ	オニオオバコ	全草	
セイウオトギリソウ	セントジョンズワート/ヘベリクムソウ	全草	
セイウキイチゴ	セイウヤブイチゴ	果実・葉	
セイウキンミズヒキ	アグリモニー/アグリモニア	全草	
セイウサクラソウ		根	
セイウサンザシ	Crataegus oxyacantha/Crataegus laevigata/Crataegus monogyna	果実・葉	
セイウシナノキ		果実・樹皮・葉・花	
セイウジュウニヒトエ	Ajuga reptans L.	茎葉部	
セイウシロヤナギ	ホワイトウイロー	全草	
セイウスモモ	ブルーン	果実・果実エキス	
セイウタンボボ		根・葉	
セイウトチノキ		樹皮・葉・花・芽	種子は「医」
セイウトネリコ	オウシュウトネリコ	全草	
セイウナツユキソウ		全草	
セイウニワトコ	エルダー	茎・葉・花	
セイウニンジンボク	イタリアニンジンボク	全草	
セイウネズ	セイウビヤクシン	全草	
セイウノコギリソウ	ヤロー	全草	
セイウハッカ	ペパーミント	全草	
セイウヒイラギ		花	
セイウヒメスノキ		果実・葉	
セイウマツタケ	シャンピニオン/ツクリタケ	子実体	
セイウミザクラ		果実・葉	
セイウメギ		全草	
セキイ	ヒツツバ/Pyrrhosia lingua/Pyrrhosia grandisimus/Pyrrhosia pelislosus/Pyrrhosia hastata	全草	
セキウジュ		全草	
セキショウ		茎	根茎は「医」
セキショウモ	クソウ/セイウセキショウモ	全草	
セキヨウ	ソロバンノキ/ハノキ/ハンノキ	全草	
セッコツボク	ニワトコ	茎・葉・花	
セツレンカ		全草	
ゼニアオイ	マロー	葉・花	
ゼラニウム ディエルシアナム	Geranium dielsianum	全草	
セルビウムソウ	テイクス・セルビウム	全草	
セロリ	オランダミツバ/セルリー	種子	
センキュウ		葉	根茎は「医」
センザンリュウ	ウチワドコロ	全草	
センシレン		葉	
センソウ<仙草>	リョウフソウ	全草	センソウ<茜草>の根は「医」
センタウリウムソウ	Centaurium minus	全草	
センダン	クレン/トキワセンダン/Melia azedarach	葉	センダン (Melia azedarach) 及びトウセンダン (Melia toosendan) の果実・樹皮は「医」 果実・小葉・葉柄・葉軸は「医」
センナ		茎	
センボウ	キンバイザサ	根茎	
センリョウ	タイキンギク	全草	
センリョウ	腫節風/竹節草/草珊瑚	全株	
ソウジュョウ	ハマウツボ/Orobanche coeruleascens	茎	
ソクハクヨウ	コノテガシラ	枝・葉	
ソゴウコウ		分泌樹脂	
ソバ	キョウバク/ソバミツ/Fagopyrum esulentum	種子・花から集めた蜂蜜・茎・葉	
ソリザキノキ	オオナタノノキ	樹皮	
ターミナリア・ベリリカ	Terminalia bellirica	完熟果実	
ダイウイキョウ	スターアニス	果実	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ダイオウ	ヤクオウダイオウ/ルバーブ	葉	根茎は「医」
ダイケツトウ		莖	
ダイコンソウ	スイヨウバイ	全草	
タイシジン	ワダソウ	塊根	
ダイズ	コウダイズ/ダイズオウケン/ダイズ油	種子・種子油・種皮・葉・花・大豆の特殊発酵品	
タイソウ	ナツメ	果実・種子・葉	
ダイダイ	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus aurantium	果実・果皮・蕾・花	
タイワンスク		枝・莖	
タイワンテイカカズラ		果実	
タウコギ		全草	
タカサゴギク		全草	
タカサブロウ	カンレンソウ	全草	
タガヤサン	テツトウボク	全草	
タケ類	タケノコ	若芽	
タコノアシ	カンコウソウ/Penthorum chinense	莖・葉	
タチアオイ		莖葉・種子・根・花	
タチジャコウソウ	タイム	全草	
タチバナ	Citrus tachibana	葉・果皮	
タチバナアデク	スリナムチェリー/ブラジルチェリー	果実・葉	
ダツタンソバ		全草	
タデアイ	Polygonum tinctorium Lour	根・葉・莖	
タベブイア	タヒボ	樹皮・葉	
タマラニツケイ	Cinnamomum tamala	葉	
タモギタケ		子実体	
タラノキ	Aralia elata	葉・芽・根皮・樹皮	
タラヨウ	クテイチャ	葉	
タンジン		葉	根は「医」
タンチクヨウ	ササクサ	全草	
タンテイヒホウ	トウサンサイミン	全草	
チア		全草	
チクレキ	タンチク	ハチクの莖を火で炙って流れた液汁	
チシマザサ	ネマガリタケ	葉・幼莖	
チシマルリソウ		全草	
チャ	アッサムチャ/プーアルチャ/フジチャ/リョクチャ	莖・葉・葉の精油・花(蕾を含む)	
チャービル		葉	
チャデブレ		全草	
チャボトケイソウ		果実・根・葉・花	
チョウトウコウ	カギカズラ/コウトウ	葉	とげは「医」
チョウジ	クローブ/チョウコウ/チョウジ油	花蕾・葉の精油	
チョウセンアザミ	アーティチョーク	莖・根・葉・頭花の総苞・花床	
チョウマメ	Clitoria ternatea	花	
チンピ	ウンシュウミカン	果皮	
ツウダツボク	カミヤツデ	樹皮	
ツキミノソウ油	ツキミノソウ	種子の油	
ツチアケビ	ドツウソウ	果実	
ツノマダゴケ	オークモス	樹枝状地衣	
ツバキ		種子・葉・花	
ツボクサ	ゴツヨウラ/セキセツソウ/レンセンソウ	全草	
ツユクサ		若芽	
ツリガネダケ		子実体	
ツルドクダミ		莖・葉	塊根は「医」
ツルナ	ハマジシヤ/バンキョウ	全草	
ツルニンジン	ジイソブ	全草	
ツルマンネングサ	石指甲	全草	
ツルムラサキ		全草	
ティニール		葉	
チガタチドリ	チドリソウ/シユショウジン	根	
デカルピス・ハミルトニー		根莖	
デビルズクロー		全草	
テフ	Tef, Teff	果実	
デュナリエラ	ドナリエラ/ドナリエラ油	全薬・圧搾油	
テングサ	カンテン	全草	
テンジクオウ	マダケ/青皮竹	莖	
テンチャ	タスイカ/タスイセキカヨウ	葉	
テンニンカ	天人花	果実	
テンモンドウ	クサスキカズラ	種子・葉・花	根は「医」
トウガシ	トウガニン/トウガン/ハクガ	果実	種子は「医」
トウガラシ		果実・果皮	
トウキ	オニノダケ/カラトウキ	葉	根は「医」
トウキシ	フユアオイ	種子・葉	
トウキンセンカ	キンセンカ/マリーゴールド	花	
トウチャ	茶葡萄/藤茶/Ampelopsis grossedentata/Ampelopsis cantoniensis var. grossedentata	莖・葉	
トウチュウカソウ	ホクチュウソウ	子実体及びその寄主であるセミ類やコウモリガ科の幼虫を乾燥したもの	
トウホクオウギ		花	
トウモロコシ	トウキビ/トウモロコシ油/ナンバンキビ/Zea mays	種子油・澱粉・花柱・柱頭	
ドオウレン	クサノオウ/ハクツサイ	全草	
トーマンティル	タチキジムシロ/チシエンコン	根莖	
トキンソウ	ガフショクソウ	全草	
トケイソウ	パッションフラワー	果実・莖・葉・花	
トショウ	トショウジツ/ネズ	全草	
トチノキ		種子・樹皮	セイヨウトチノキの種子は「医」
トチュウ		果実・葉・葉柄・木部	樹皮は「医」
トクリイチゴ	Rubus coreanus	完熟偽果	
ドッグローズ		果実・葉・花	
トマト		果実	
トラガント	Astragalus gummifer 又はその同属植物 (Leguminosae) の幹から得た分泌物	樹脂	
トロアオイ	Abelmoschus manihot	花	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ナガエカサ	トンカット・アリ	根	
ナガミノアマナズナ	Camelina sativa	種子油	
ナギイカダ		根	
ナズナ	ベンベンダサ	全草	
ナタネ油	ナタネ	種子油	
ナツシロギク	フイーバーフェュー	全草	
ナツトウ	ナツトウ菌	納豆菌の発酵ろ液	
ナツミカン	キジツ/キコク/トウヒ/Citrus natsudaidai	果実・果皮・蕾	
ナツメヤシ		果実・葉	
ナナカマド		種子・樹皮	
ナベナ	センブクダン/ゾクダン/Dipsacus japonica/Dipsacus asperoides/Dipsacus asper	根	
ナンキョウ	コウズク	果実・根	
ナンサンソウ	ゴガンカジュヒ/チャンチンモドキ	果核・果実・樹皮	
ナンショウヤマイモ		根茎	
ナンヨウアブラギリ	タイワンアブラギリ	葉	
ニオイスマレ		全草	
ニガウリ	ツルレイシ/Momordica charantia	果実・根・葉	
ニクジュヨウ	オニク/キムラタケ/ホンオニク/Cistanche salsa/Boschniakia rossica (=Boschniakia glabra)	肉質茎	
ニクズク	ナツメグ	種子	
ニシキギ		全草	
ニトベギク		全草	
乳酸菌	Lactobacillus属/Streptococcus属	菌体	
ニョテイ	ジョテイシ/タマツバキ/トウネズミモチ/ネズミモチ/Ligustrum japonicum/Ligustrum lucidum	葉・種子・果実	
ニラ	キュウサイシ/コマラ/リーキ	種子	
ニレ		根皮	
ニンジン	ニンジン油	根・根の圧搾油	
ニンジンボク	タイワンニンジンボク	全草	
ニンニク	オオニンニク/ダイサン	鱗茎	
ヌルデ	ゴバインシ/Rhus javanica	囊状虫瘻	
ネギ	ソウジン/ソウシ/Allium fistulosum	種子	
ネバリミノハギ	セツテ・サングリアス	全草	
ネムノキ	ゴウカンヒ/ネムノハナ	樹皮・花	
ノアザミ	タイケイ/Cirsium nipponense/Cirsium spicatum/Cirsium japonicumとその近縁種	根	
ノゲン		茎・葉・花	
ノコギリヤシ	ノコギリバルメット	果実	
ノブドウ		茎・根・葉・実	
バアソブ	Codonopsis ussuriensis	根	
ハイゴシヨウ		果実	
バイナップル	バイナップル加工品	果実	ババインは「医」
ハイビスカス		果実・萼	
パウダルコ	アクアインカー/イベ	樹皮・葉	
バオバブ	アフリカバオバブ	果実	
ハカマウラボシ	骨碎補	根茎	
バクガ		発芽種子	
ハクチャ		葉	
ハクトウスギ	Pseudotaxus chienii	心材	樹皮・葉は「医」
ハクヒシヨウ	ハクシヨウトウ	球果	
ハコベ		全草	
ハゴロモソウ		全草	
バシカン	スベリヒユ	全草	
バシヨウ		全草	
ハス	レンカ/レンコン/レンジツ/レンニク/レンヨウ	雄しべ・果実・根茎・種子・葉・花柄・花蕾	
バセリ	バセリ油	種子油・根・葉	
バターナット		種子・種子油	
バタデバカ	ウシノツメ	葉	
ハチミツ		トウヨウミツバチ等が巣に集めた甘味物	
ハッカ		葉	
ハッカクレイシ		全草	
ハックルベリー		果実・葉	
ハッシュウマメ	ピロウドマメ	全草	
ハトムギ	ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベイ	種子・種子エキス・種子油・葉	葉の場合は、ジュズダマ/ヨクイニン/ヨクベイは除く
ハナシユクシヤ	キョウカ	花から得られた精油	
バナナ	Musa acuminata (Cavendish種)	成熟した果実の果皮	
バナバ	オオバナサルスベリ	全木	
ハナビラタケ		子実体	
ハネセンナ		全草	
ババイヤ	チチウリ/モクカ	種子・葉・花	ババインは「医」
ハハコグサ	オギョウ/ゴギョウ/ソキクソウ	全草	
ハブソウ		全草	
ハマゼリ		全草(果実を除く)	
ハマナス	ハマナシ	果実・花	
ハマボウフウ		根・根茎・種子・若芽	
ハマメリス	Hamamelis virginiana	葉	
バラ	バラ科植物	果実・葉・花	エイジツは「医」
バラミツ	ジャック	果実・種子・葉・花	
バラシ		葉	
ハルウコン	アロマティカ	根茎	
バレイショ	バレイショデンプン	塊茎	
バロアッスル		全草	
ハンガシヨウ	カタシログサ/三白草	茎・葉	
ハンシレン		全草	
ハンダイカイ	バクダイ	果実・種子	
ヒイラギメギ	オレゴンブドウ	全草	
ヒイラギモチ	クツ	果実・樹皮・根・葉	
ヒカゲキセウタ	Phlomis umbrosa	根	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
ヒカゲミズ		根	
ヒジツ	カヤ	果実	
ヒシノミ	ヒシ	果実	
ビシヨザクラ		全草	
ヒソップ	ヤナギハッカ	全草	
ヒナギク	エンメイギク	全草	
ヒナゲシ	グビジンソウ/レイシユンカ	花	
ヒノキ		枝・材・葉	
ヒバマタ		全藻	
ビフィズス菌	Bifidobacterium属	菌体	
ヒマラヤニンジン		根茎	
ヒマワリ	ニチリンソウ/ヒグルマ/ヒマワリ油	種子・種子油・葉・花	
ヒメウキヨウ	インド/キアラウェイ/ジラシ	果実・種子	
ヒメジョオン	デージー	全草	
ビャクズク		果実	
ヒョウタン		果肉・葉	
ヒルガオ		地上部	根は「医」
ビルベリー		果実・葉	
ビルマネム	Albizia lebbek	樹皮	
ヒロウドモウズイカ	マレイン	茎・葉・花	
ビワ		種子・樹皮・葉	
フーディア・ゴードニー		地上部	
フウトウカズラ	カイフウトウ	茎	
フエリアマリフィカ		貯蔵根	
ブカトウ		根・葉	
フキタンボボ	カントウヨウ/フキノトウ	葉・幼若花茎	花蕾は「医」
フクベ		果実・葉	
フジ		茎(フジコブ菌が寄生し生じた瘤以外)	フジコブ菌が寄生し生じた瘤は「医」
ブシュカン	コウエン/シトロソ	果実・花	
フタバムグサ	ハッカジャセツソウ	全草	
フダンソウ	トウジシヤ	葉	
ブッコ		葉	
ブッシュティエ		全草	
ブソウゲ		花	
ブドウ		茎・種子・種皮・葉・花	
ブラックミン	ニゲラ	全草	
ブラックコホシユ	ラケモサ	全草	
ブラックジンジャー	Kaempferia parviflora	根茎	
ブラックプラム	ボルトガルプラム/パープルプラム	果実	
ブラックベリー		果実	
ブラックルート	アメリカクガイソウ	全草	
フランスカイガンショウ	オニマツ/カイガンショウ	樹皮・樹皮エキス	
フランタゴ・オバタ	サイリウム・ハスク	種子・種皮	
ブリオニア		全草	
ブルーベリー		果実	
ブルット		葉	
ブント	ザボン/ボンタン	果実・種子	
ベグアセンヤク		心材の水溶性エキス	
ヘチマ	シカラク	果実・果実繊維・茎・葉	
ベニコウジ		麹米	
ベニバナ	コウカ/サフラワー/ベニバナ油/Carthamus tinctorius	管状花・種子油・種子	
ベニバナボロギク	ナンヨウギク	全草	
ペピーフ	メロンペア/Solanum muricatum	果実	
ヘラオオバコ		全草	
ヘクリサム・イタリカム	カレープラント	全草	
ヘルニアリアソウ		全草	
ベルノキ		成熟果実	
ヘンズ	フジマメ	種子・種皮・根・葉・花・つる	
ヘンルーダ		種子	
ボウシュウボク	コウスイボク/レモンパーベナ	葉	
ホウセンカ		全草(種子を除く)	種子は「医」
ホークウィード	ミヤマコウゾウリナ	全草	
ボケ		果実	
ホコウエイコン	タンボボ	根・根茎	
ホコツシ	オランダビユ	果実	
ボスウェリア・セラータ	インド乳香/Boswellia serrata	樹脂	その他のボスウェリア属の全木は「医」
ボダイジュ	ナツボダイジュ/フユボダイジュ/ボダイジュミツ	果実・花・花の蜜	
ボタン		葉・花	根皮は「医」
ボタンボウフウ	Peucedanum japonicum	茎・葉・根・根茎	
ホップ	ヒシュカ	球果	
ホホバ		種子・種子油	
ポリポディウム・レウコトモス	Polypodium leucotomos	葉・茎	
ボルド		葉	
ボロホ		果実・果皮・種子	
ホワイトセージ		葉	
マアザミ		葉	
マーンシュ		全草	
マイタケ	シロマイタケ	子実体	
マイテン		全草	
マカ	マカマカ	根	
マキバクサギ	タイセイヨウ/ロヘンソウ	枝・葉	
マコモ		葉	
マチコ		茎・葉	
マツ	カイショウシ/ショウボクヒ/マツノミ/マツバ/マツヤニ	殻・殻皮・種子・樹脂・葉・樹皮	
マツタケ		子実体	
マテ		葉	
マヨラナ	ハナハッカ/マジョラム	葉	
マリアアザミ	オオアザミ	全草	
マルバハッカ	ニガハッカ	全草	
マルベリー		小梢・葉	
マンゴー		果実・葉	

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
マンゴージンジャー	Curcuma amada	根茎	
マンゴスチン	Garcinia mangostana	果皮	
マンダリン		果実	
ミソハギ		全草	
ミチヤナギ		全草	
ミモザアカシア		全草	
ミヤコグサ		全草	
ミント		葉	
ムイラブアマ		根以外	根は「医」
ムカンシ	ムクロジ	果肉	
ムラサキセンプリ		全草	
ムラサキフトモモ	ジャンブル/Syzygium cumini	種子	
ムラサキムカシヨモギ	ヤンバルヒゴタイ/Vernonia cinerea	地上部	乾燥物を茶として煎じる場合に限る
メグサハッカ		葉	
メグスリノキ		枝・樹皮・葉	
メシマコブ		子実体・菌糸体	
メナモミ	キケン/キレンソウ/ツクシメナモミ /Siegesbeckia pubescens/Siegesbeckia orientalis	茎・葉	
メボウキ	アルファバーカ/バジリコ/バジル	全草	
メマツヨイグサ	オオマツヨイグサ/マツヨイグサ	全草	
メラレウカ	ティートリー油	精油	
メリッサ	コウスイハッカ/セイヨヤマハッカ/レモンバーム	葉	
メロン		果実	
メンジツ油	ワタ	種子油	
モクテンリョウ	マタタビ	果実・虫糞	
モッカ	カリン	偽果	
モッシュクシ	ガラエ	虫糞	
モミジヒルガオ	五爪竜	全草	
モモ		葉・花	種子(トウニン)は「医」
モモタマナ		樹皮・実	
モリアザミ	ヤマゴボウ/Cirsium dipsacolepis	根	Phytolacca esculentaの根は「医」
モリシマアカシア	Acacia mearnsii	樹皮	
モロヘイヤ	タイワンツナツ	葉	
ヤーコン	アンデスポテト	塊根・茎・葉	
ヤエヤマアオキ	インディアンマルベリー/ノニ	果実・種子・葉	
ヤクシマアジサイ	ドジョウザン/ロウレンシユウキユウ	根・葉	
ヤグルマギク		花	
ヤグルマハッカ	ホースミント	葉	
ヤシ	ココヤシ/ヤシ油	種子油・樹皮・葉・花	
ヤシヤビシヤク		実	
ヤチダモ		葉	
ヤナギ		全木	
ヤナギラン	ファイアウィード	葉	
ヤハズツノマタ	アイリッシュモス	全藻	
ヤブタバコ	Carpesium abrotanoides	茎・根・葉・果実	
ヤマウルシ		若芽	
ヤマノイモ属		根茎	
ヤマハハコ		若芽	
ヤマハマナス	シバイカ	果実	
ヤマブキ		実	
ヤマブシタケ		子実体	
ヤマブドウ		葉・実	
ヤマモモ	ヨウバイヒ/Myrica rubra	樹皮	
ユウガオ	ユシ	果肉・葉・若芽	
ユーカーリ	ユーカーリノキ/ユーカーリ油	葉・精油	
ユキチャ	ムシゴケ	全草	
ユズ	トウシ	果実・種子	
ユズリハ	コウジョウボク	全草	
ユッカ	キミガヨラン	根	
ユリ	オニユリ/ピヤクゴウ	花・鱗茎	
ヨウシュカンボク		全草	
ヨウテイ	ギシギシ/ナカバギシギシ	根	
ヨーロッパソクズ		全草	
ヨーロッパナラ	Quercus robur	心材(髄を除く)	
ヨカンシ	アンマロク/ユカン	果実・樹皮・根・葉	
ヨモギ	ガイヨウ/モグサ	枝先・葉	
ヨモギギク	タンジー	全草	
ライガン	チクリョウ/モクレンシ/ライシ/ライジツ	乾燥した菌核	
ライフクシ	ダイコン	種子	
ライムギ		茎・葉	
ラカンカ		果実	
ラスグラブラ		根皮	
ラズベリー		果実・葉	
ラッカセイ	ナンキンマメ	種子	
ラフマ	コウマ	全草	
ラベンサラ		葉	
ラベンダー		花	
ランブータン		果実	
リュウガン		果肉・仮種皮・花	
リュウキド		全草	
リュウキュウアイ		枝・葉	
リュウノウ	Dryobalanops aromatica	樹皮	
リュウショウカ	ノウゼンカズラ	花	
リュクトウ	ブドウ	種子・花	
リンゴ酢	リンゴ	汁液発酵の食用酢	
ルイボス		葉	
ルリジシヤ	ボラゴソウ/ボレイジ	葉・花	
ルリハコバ		全草	
レイシ<靈芝>	マンネンタケ/ロウカクレイシ	子実体(胞子を含む)	
レイシ<荔枝>	レイシカク/枝核	果実・種子	
レオヌルスウ		全草	
レモン		葉	乾燥物を茶として煎じる場合又は熱水抽出物の残渣に限る

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
レモングラス	レモンソウ	茎・葉	
レモンタイム		葉	
レモンマートル		葉	
レンギョウ	連翹	葉	果実は「医」
レンゲソウ		地上部	
レンセンソウ	カキドオシ	全草	
レンリソウ		豆果・若芽	
ローズヒップ		果実・果皮・茎・花	
ローズマリー	マンネンロウ	葉	
ローマカミツレ		頭状花	
ロバージ	レピスチウム	全草	
ワイルドチェリー	ワイルドブラックチェリー	樹皮	
ワイルドレタス	ワイルドカナダレタス	茎・葉	
ワサビダイコン		根	
ワレモコウ	チユ/Sanguisorba officinalis	根・根茎	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源植物名等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

2. 動物由来物等
(例)

2023.2.17更新

名称	他名等	部位等	備考
アキョウ	ウシ/ラバ/ロバ	皮膚を水で煮て製したにかわ	
アザラン		油	
アズマニシキガイ		貝肉	
アリ	アリノコ	アリ・アリの子	
アワビ	セキケツメイ	殻	
イカ	イカスミ/ウヅクコツ/コウイカ	イカの墨・甲骨	
イワシ	サニデインペプチド	油・タンパク質	
陰茎	ウシ/ウマ/トラ/ヒツジ/ブタ/ヘビ	陰茎・睾丸	イヌ・オットセイ・シカの陰茎・睾丸は「医」
ウコッケイ		血液・卵・内臓・肉	
ウナギ	ヤツメウナギ	全体	
オオトカゲ		全体	
オオヤモリ	ゴウカイ/Gekko gekko	内臓を除いた全身	
オットセイ	カロペプタイド	骨格筋抽出物	陰茎・睾丸は「医」
カイエン	イトマキヒトデ	全体	
カイコ	カサンガ/ゲンサンガ	蛹・死んだ幼虫・成虫・糞便・繭・幼虫の抜殻・卵殻	
カイバ	タツノオトシゴ	全体	
カイリユウ	ギカイリユウ/センカイリユウ/チョウカイリユウ/ トゲヨウジ	全体	
カキ<牡蛎>	マガキ/ボレイ	貝殻・貝肉・貝肉エキス	
カギユウマツ	カタツムリ	腹足類の乾燥粉末	
核酸	DNA/RNA		
カツオ	かつお節/かつお節オリゴペプチド	魚乾燥物、肝臓	
カニ		甲羅	
カメ	ウミガメ	全体	
カメムシ	丸香虫	全体	
肝臓	ウシ/トリ/ブタ/カツオ	ウシ・トリ・ブタ・カツオの肝臓・エキス	
肝油		タラ等魚類肝臓の脂肪油	
魚油		イワシ等の精製油	
血液	ウシ/シカ/ブタ	ウシ・シカ・ブタの血液・血漿	ヒト血液は「医」
ゴウシマ	アカガエル	アカガエルの輸卵管	
骨髄	ウシ	ウシ骨髄	ヒト骨髄は「医」
骨粉		ウシ・魚類等の骨の粉末	
コブラ	インドコブラ/フィリピンコブラ	全体	
コンドロイチン加水分解二糖		海洋性微生物の生産するグリコサミノグリカンの分解物	
サソリ	キョクトウサソリ	食塩水に入れ殺して乾燥したもの	
サメ	サメナンコツ/フカヒレ	軟骨・ヒレ・ヒレのエキス	
サンゴ			
角	サンバー/トナカイ/ニューカレドニアジカ/ フローゼジカ/バルベット	シカ等の成熟した角・袋角・幼角	レイウカク・ロクジョウは「医」
シジミ	マシジミ/ヤマトシジミ	貝肉・貝肉エキス	
シャチュウ	サツマゴキブリ	全虫	
心臓	ウシ/ウマ	ウシ・ウマの心臓	
スクアラミン		サメの肝臓	
スッポン	シナスッポン/ベッコウ	血液・卵・内臓・肉・背甲・腹甲	
精巢	シラコ	食用魚類の精巢	
ソウヒョウショウ	カマギリ	カマギリの卵鞘	
胎盤	ウシ/ヒツジ/ブタ	ウシ・ヒツジ・ブタの胎盤	ヒト胎盤は「医」
胆嚢		コイ・ヘビの胆嚢	ウシ・クマ・ブタの胆汁・胆嚢は「医」
チンジュ	アコヤガイ/シンジュ	外套膜組織中の顆粒物・真珠・貝肉	
ツバメ巣		ツバメの巣	
軟骨		爬虫類・哺乳類の軟骨抽出物	
ニホンヤモリ	ヘキコ/Gekko japonicus	全体	
ニワトリ		可食肉部からエタノール抽出して濃縮したもの・胃の内壁(ケイナイキン)	
乳汁	バニユウ	ウマの乳汁	
ハチ	ハチノコ	ハチの幼虫	
ハブ	ヒメハブ	全体	
ヒル	ウマビル/スイテツ/チスイビル/チャイロビル	全体	
ヒレケチョウガイ	Hyriopsis cumingii	貝殻	
フグノクロヤキ	フグ/マフダ	フグの黒焼	
ヘビ	アオマダラウミヘビ/アマガサヘビ/エラブウミヘビ/ガラガラヘビ/ヒャップダ	全体	蛇毒は「医」
ホタテ		貝殻	
マムシ	ハンビ/フクダ	全体	
ミツロウ		ハチが分泌するロウ質	
ミドリイガイ		貝肉	
卵黄油		卵黄の油	
卵殻		卵殻	
リュウシツ	ケンゴロウ	全虫	
ローヤルゼリー		メスバチの咽頭腺分泌物	

注1) 「名称」及び「他名等」の欄については、生薬名、一般名及び起源動物名、該当する部位等を記載している。

注2) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。

注3) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄にその旨記載している。

注4) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

3. その他(化学物質等)
(例)

2023.2.17更新

名称	他名等	部位等	備考
亜鉛			
アスタキサンチン		ヘマトコッカス藻の主成分	ヘマトコッカス藻は「非医」
アスパラギン			
アスパラギン酸			
N-アセチル- α -D-ノイラムニル-(2→3)- β -D-ガラクトピラノシル-(1→4)-D-グルコースナトリウム塩	Sodium salt of N-Acetyl- α -D-neuraminyl-(2→3)- β -D-galactopyranosyl-(1→4)-D-glucose		
N-アセチル- α -D-ノイラムニル-(2→6)- β -D-ガラクトピラノシル-(1→4)-D-グルコースナトリウム塩	Sodium salt of N-Acetyl- α -D-neuraminyl-(2→6)- β -D-galactopyranosyl-(1→4)-D-glucose		
アポエクオリン			
3-アミノプロパン酸	β -アラニン		
5-アミノレブリン酸リン酸塩	5-Aminolevulinic acid-phosphate	光合成細菌(ロドバクター・セファロイデス)の生成したもの	
アラニン			
アリシン			ニンニクの成分
アルブミン			
アントシアニン			
イオウ	メチルサリフォニルメタン		
イコサペント酸<EPA>	EPA/エイコサペンタエン酸		
イソフラキシジン			
イソロイシン			
イヌリン			
イノシトール	フィチン		
雲母			
sn-グリセロ(3)ホスホコリン	L- α -グリセリルホスホリルコリン/sn-Glycero(3) phosphocholine		
N-アセチルグルコサミン			
N-アセチルノイラムニル			
L-エルゴチオネイン	L-Ergothioneine		
L-カルニチン			
L-シトルリン	L-Citrulline		
オクタコサノール			
オリゴ糖	オリゴ配糖体		
オルニチン			
オロチン酸	Orotic acid/1,2,3,6-tetrahydro-2,6-dioxo-4-pyrimidinecarboxylic acid		フリー体、カリウム塩、マグネシウム塩に限る
カテキン	カテキン酸		緑茶の成分
果糖			
カフェイン			
カラギーナン			天草の成分
カリウム			
カルシウム	炭酸カルシウム		
カロチン			
還元麦芽糖			
環状重合乳酸			
岩石粉			
γ -アミノ酪酸	ギャバ		
キシリトール			
キチン			
キトサン			
キトサンオリゴ糖			
絹	シルク		
金			
グアガム			
クエン酸	クエン酸マグネシウム		
グリシン			
グリセリン			
クルクミン			ウコン由来色素
グルコサミン塩酸塩			
グルコマンナン			コンニャク等の複合多糖類
グルコン酸亜鉛			
グルコン酸鉄			
グルタミン			
グルタミン酸			
クレアチン			
クレアチン・エチルエステル塩酸塩	Ethyl N-(aminoiminomethyl)-N-methylglycine Hydrochloride		
クロム(Ⅲ)			
クロロフィル			葉緑体中の緑色色素
ケイ素	酸化ケイ素		
ケルセチン			
ゲルマニウム	無機ゲルマニウム/有機ゲルマニウム		
コエンザイムA			
コエンザイムQ10	ユビキノン		
コラーゲン			
コリン安定化オルトケイ酸	Choline-stabilised orthosilicic acid		
コンドロイチン硫酸			
コンドロムコタンパク			
サボニン	大豆サボニン		
ジオスゲニン	Diosgenin/(3 β ,25R)-spirost-5-en-3-ol		非配糖体に限る
シスタチオン			マムシの成分
シスチン			
システイン			
脂肪酸			
酒石酸			
植物性酵素・果汁酵素		植物体又は果実の液汁から得られる酵素	パパイン・ブロメライン等消化酵素は「医」
植物性ステロール			
植物繊維			
食物繊維			
スーパーオキシドディスムターゼ<SOD>	SOD		

名 称	他 名 等	部 位 等	備 考
スクワレン			
炭燐の乾留水			
石膏			鉱石
ゼラチン			
セラミド			
セリン			
セレン			
タルク			
チオクト酸	α-リボ酸		
チロシン			
テアクリン	Theacrine/1,3,7,9-Tetramethyluric acid		
D-chiro-イノシトール			
D-β-ヒドロキシ酪酸	(R)-3-Hydroxybutanoic acid		
デキストリン			
鉄			
鉄クロロフィリンナトリウム			
銅			
ドコサヘキサエン酸<DHA>	DHA		
トコトリエノール			ビタミンE関連物質
trans-レスベラトロール	E-レスベラトロール		
ドロマイト鉱石			
トリプトファン			
トレオニン			
トレハロース			菌体をリゾチーム処理したものの抽出物
ナイアシン	ニコチン酸		
ニコチンアミドリボシドクロライド	Nicotinamide riboside chloride		
乳糖			
乳糖			
麦飯石			
バリン			
パントテン酸	パントテン酸カルシウム		
ヒアルロン酸			
ピオチン	ビタミンH		
ピコリン酸クロム	クロミウムピコリネート		
ヒスチジン			
ビス-3-ヒドロキシ-3-メチルブチレートモノハイドレート	Bis(3-hydroxy-3-methylbutyrate)monohydrate/3-Hydroxy-3-methylbutyric acid<HMB>		
ピロキニンキノニナトリウム塩			
ビタミンA	レチノール		
ビタミンB1	チアミン		
ビタミンB12	シアノコバラミン		
ビタミンB2	リボフラビン		
ビタミンB6	ピリドキシン		
ビタミンC	アスコルビン酸		
ビタミンD	カルシフェロール		
ビタミンE	トコフェロール		
ビタミンK	フィトナジオン/メナジオン		
4-ヒドロキシプロリン			
ヒドロキシリジン			
フィコシアニン			
フェニルアラニン			
フェリチン鉄			
フェルラ酸	3-(4-Hydroxy-3-methoxyphenyl)-2-propenoic acid		
2-β-フコシルラクトース			
フッ素			
フルボ酸			
フルラン			非消化吸収性の多糖類
フロアントシアニン			
フロボリス			
フロリン			
ベータカロチン			
β-ニコチンアミドモノヌクレオチド	Nicotinamide mononucleotide, NMN		
ヘスペリジン			
ヘマトコッカス藻色素			
ヘム鉄			
ホスファチジルセリン			リン脂質
マグネシウム			
マンガン			
ムコ多糖類			
メチオニン			
木灰			
モリブデン			
葉酸	ビタミンM		
ヨウ素			
ラクトフェリン			
リグナン	樹脂アルコール/レジノール		
リジン			
リノール酸			
リノレン酸			
流動パラフィン			
リン			
ルチン			
ルテイン			カロテノイドの一種
レシチン	大豆レシチン/ホスファチジルコリン/卵黄レシチン		
ロイシン			

- 注1) リストに掲載されている成分本質(原材料)のうち、該当する部位について、「部位等」の欄に記載している。
注2) 他の部位が別のリストに掲載されている場合等、その取扱いが紛らわしいものについては、備考欄のその旨記載している。
注3) 備考欄の「医」は「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に掲載されていることを示す。

4 新規成分本質（原材料）の判断に関する照会の際の様式について

令和4年7月26日薬生監麻発0726第1号
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知

人が経口的に服用する物が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」

（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「46通知」という。）に基づき判断することとしています。また、個別の成分本質（原材料）については、「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「例示通知」という。）に規定しているところです。

例示通知の別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」及び別添2「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に記載されていない成分本質（原材料）を含む製品の取扱いについては、当該製品を輸入販売又は製造する事業者がその取扱いの判断を求める際の手続（以下「照会手続」という。）に必要な申請様式を「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」又は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」への新規掲載を申請する際の様式について

（令和2年6月16日付け薬生監麻発0616第2号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「旧申請様式通知」という。）にて定めているところです。

今般、旧申請様式通知を廃止し、照会手続に必要な申請様式を、新たに別紙1及び別紙2のとおり示すこととしました。貴管下関係業者が照会手続を行う際には、別紙3及び別紙4の記載例を参考に申請様式を作成し、貴都道府県を通じて、当課宛てに、今般の通知で定める申請様式を含む必要書類を提出するよう、ご周知のほどよろしくお願いいたします。なお、本通知の発出の日から1年を経過する日までの間は、旧申請様式通知の様式による照会も受理することといたします。

以下省略

照会様式「別紙1」「別紙2」については、こちらのHPをご参照ください。

「物の成分本質（原材料）について」（東京都保健医療局）

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenko_shokuhin/ken_syoku/kanshi/seibun.html



5 「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aについて

平成31年3月15日 薬生監麻発0315第1号
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知

今般、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日薬発476号都道府県知事宛て厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対する指導取締りにおいて御留意をお願いいたします。

問 「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知）の別添2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下「専ら医薬品リスト」という。）に記載されている成分を元から含有する野菜、果物等の生鮮食料品又はそれを調理・加工して製造された加工食品は、医薬品に該当すると判断されるのか。

（答）「専ら医薬品リスト」に記載されているものであっても、それが野菜・果物等の生鮮食料品（「専ら医薬品リスト」に当該生鮮食料品そのものが記載されていないものに限る。）に元から含有される成分である場合は、当該成分を含有している生鮮食料品の医薬品該当性について、当該成分を含有することのみを理由として医薬品に該当するとは判断せず、食経験、製品の表示・広告、その製品の販売の際の演術等を踏まえ総合的に判断する。

また、当該生鮮食料品を調理・加工（伝統的発酵を含む。）して製造された食品（伝統的発酵によって当該成分が含有されることとなるものを含む。以下「加工食品」という。）についても、当該加工食品の製造工程において、当該成分の抽出、濃縮又は純化を目的とした加工をしておらず、かつ、食品由来でない当該成分を添加していない場合は、前段と同様の取扱いとする。

6 「専ら医薬品成分」の強調的標ぼうに係る判断事例について

平成28年9月16日事務連絡
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知）別添1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」の1.に該当する「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」（以下「専ら医薬品成分」という。）を天然に含有する食品については、「無承認無許可医薬品の監視指導について」（昭和62年9月22日付け薬監第88号厚生省薬務局監視指導課長通知）のⅢ「物の成分本質（原材料）からみた分類について」の5「抽出成分等の取扱い」において示されているとおり、専ら医薬品成分の含有を強調的に標ぼう等する場合、専ら医薬品成分を含有する製品として判断するとしている。

今般、都道府県における監視指導において、栄養成分表示等に専ら医薬品成分を含有する旨の表示を行う製品について、強調的標ぼうの判断が困難な事例が見られたことから、基本的事項及び栄養成分表示枠外への記載例を下記のとおりとりまとめ、栄養成分表示枠外において強調的な標ぼうとは判断しない事例を示したので、業務の参考とされたい。

なお、記載例以外の標ぼうが強調的と判断されるか否かについては、個別の判断が必要であるため、監視指導・麻薬対策課に相談されたい。

記

1 基本的事項

(1) 対象製品

専ら医薬品成分を天然に含有する食品（グルタチオンやS-アデノシル-L-メチオニン（SAMe）を天然に含有する酵母、タウリンを天然に含有する魚介類加工品等）を主な原材料とする製品を対象とする。なお、食品添加物として専ら医薬品成分を添加された食品は対象としない。

(2) 表示箇所及び表示方法

製品の容器又は被包における栄養成分表示枠外の記載であって、下記ア～オの全てを満たすものについては、医薬品成分の強調的標ぼうとは判断しない。

なお、記載については、「2 栄養成分表示枠外への記載例」を参考とすること。

- ア 含有する成分が複数記載されていること
- イ 専ら医薬品成分のみの記載でないこと
- ウ 記載される含有成分の字体・色・文字の大きさ等を同一とすること
- エ 字体・色・文字の大きさ等が栄養成分表示と比べて強調されていないこと
- オ 表示箇所は栄養成分表示の直下あるいは隣接する位置とし、栄養成分表示と比べて目立つ位置でないこと

2 栄養成分表示枠外への記載例^{※1}

栄養成分表示 〔1袋（〇g）当たり〕	
熱量	〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g
オリゴ糖	〇mg
ポリフェノール	〇mg
グルタチオン	〇mg

又は

栄養成分表示 〔1袋（〇g）当たり〕	
熱量	〇kcal
たんぱく質	〇g
脂質	〇g
炭水化物	〇g
食塩相当量	〇g
オリゴ糖	〇mg
ポリフェノール	〇mg
グルタチオン ^{※2}	〇mg

※1 記載にあたっては食品表示法等関連法令を遵守すること

※2 「グルタチオン（酵母由来）」等と記載することは差し支えない

3 広告における扱い

上記1及び2に基づき表示を行っている製品（専ら医薬品成分の強調的な標ぼうに該当しない表示と判断された製品）であっても、その広告において、専ら医薬品成分の強調的な標ぼうを行った場合、専ら医薬品成分を含有する製品として判断することとする。

7 無承認無許可医薬品の指導取締りの徹底について

昭和59年5月21日薬監第43号
厚生省薬務局監視指導課長通知

いわゆる健康食品（外観・形状等よりみて明らかな食品を除く。以下同じ。）に係わる薬事法違反の指導取締りについては、日頃より種々御配慮を煩わせているところであるが、今般、経済企画庁の「『健康食品』の販売等に関する総合実態調査」の結果が公表され、いわゆる健康食品の中には疾病の予防、治療に効果があるかのような印象を与えるものが多かったことが指摘されている。

今回の調査によれば、医薬品的な効能効果の標ぼうは、商品の容器、包装、添付文書に表示することにより行われていることは少なく、特定成分の効能効果や体験談等を記述した次のようなものを商品と同一売り場に置いたり、新聞、雑誌等の広告をみて商品の説明資料を請求した者に送付することにより行われていることが多い。

- 1) 「驚異の〇〇」、「〇〇のすべて」等と題する小冊子、書籍
- 2) 「〇〇の友」等の会員誌又は「〇〇ニュース」、「〇〇情報」等の情報誌
- 3) 新聞、雑誌等の記事の切り抜き、書籍等の抜粋
- 4) 代理店、販売店等向けの教育用と称して配布される商品説明（関連）資料
- 5) 使用経験者の感謝文、体験談集

いうまでもなく、医薬品的な効能効果を標ぼうしたいいわゆる健康食品の販売等は薬事法に抵触する行為であり、特定商品名を明示しない場合であっても上記のようなものを商品の説明を求める者に送付したり、当該商品を説明するものとしてこれを商品と同一売り場に置いて当該商品に係わる医薬品的な効能効果を暗示することは、当該商品について医薬品的な効能効果を標ぼうすることに該当するものである。

については、いわゆる健康食品に係わる薬事法違反については、以上の点に鑑み、下記事項に留意の上監視指導のなお一層の徹底を図られるとともに、違反を発見した場合には、事案に応じ告発、行政処分を行うなど厳正に措置されたい。

なおいわゆる健康食品について薬事法上の指導を求められた場合も、当該商品の販売活動に使用するすべての資料の提出を求める等同様の観点に立って薬事法違反が生ずることのないように指導されたい。

記

1. 個別の商品名の明示の有無にかかわらず、いわゆる健康食品の売り場におかれているチラシ、パンフレット、書籍、小冊子、掲示パネル等の内容を確認すること。
2. 新聞、雑誌等において商品の詳細については資料請求できる旨広告している者に対し、当該資料の提出を求め、内容を確認すること。
3. 管下の製造元、発売元に対し、代理店等に送付している商品説明用の資料の提出を求め、内容を確認すること。

8 ドリンク剤及びドリンク剤類似清涼飲料水の取扱いについて

昭和43年6月3日 薬監第153号
各都道府県衛生主管部（局）長宛
厚生省環境衛生局食品衛生課長及び薬務局監視課長通知

改正 平成12年9月29日 衛食第146号
医薬監第110号
平成20年5月21日 薬食監麻発第0521003号
食安基発第0521001号

最近、医薬品であるいわゆるドリンク剤と区別し難い清涼飲料水が市場に目立つようになってきたが、ドリンク剤との誤認による混乱を防ぐため、その取扱いについては、左記によることとしたので、この旨関係者に周知徹底するとともに、関係各課緊密な連絡のもとにこれが指導取締りについて遺憾なきを期せられたい。

記

1 ドリンク剤について

- (1) 薬事法の関係規定等に基づき、「医薬品」の文字を他の記載事項とまぎらわしくないようにして明記すること。
- (2) 清涼飲料水であると誤解を招くような宣伝広告又は表示は一切行なわないこと。特に次のような広告又は表示を行なわないこと。
 - ① 製造承認を受けた一日分の用量をこえて、反復服用することにより効果を増すと誤解させるような広告又は表示
 - ② 渴を癒し、清涼感を得るために服用するものと誤解させるような広告又は表示
- (3) 販売方法については、薬局又は医薬品販売業の許可を受けた店舗以外の場所において販売してはならないことはもちろん、薬局又は医薬品販売業の許可を受けた店舗で販売する場合においても、次の事項を厳守すること。
 - ① 冷蔵用ショーケースを不特定多数の人の目につきやすい場所に置かないこと。
 - ② 陳列にあたって医薬品であるドリンク剤は、食品と明確に区分すること。
 - ③ 製造承認を受けた一日分の用量をこえて反復服用することにより効果を増すと誤解させるような推奨販売を行なわないこと。

2 ドリンク剤類似清涼飲料水について

- (1) 容器包装のみやすい個所（商品名と同時に見得る個所）に八ポイント以上の大きさで「清涼飲料水」又は「炭酸飲料」の文字を他の記載事項とまぎらわしくないようにして明記すること。
- (2) 通常医薬品にのみ使用されるような成分を添加することは好ましくないこと。特にゴオウ、ジャコウ、イカリソウ、ロクジョウ等を添加しないこと。
- (3) 医薬品と誤解を招くような宣伝広告又は表示は一切行なわないこと。特に次のような広告又は表示を行なわないこと。
 - ① 医薬品と誤解させるような効能・効果の広告又は表示
 - ② 通常医薬品にのみ使用されるような成分の広告又は表示
 - ③ 通常医薬品に表示されているような用法又は用量の広告又は表示

3 実施期日等について

1及び2のうち広告に関する事項については、ただちに実施し、その他の事項については、昭和四三年七月一日以降出荷するものから実施するものとする。

ただし、すでに印刷済みのラベルを貼布して昭和四三年一二月三十一日までに出荷される医薬品又は同時に昭和四三年八月一九日までに出荷される清涼飲料水若しくは炭酸飲料については、1の(1)及び2の(1)のうち「医薬品」又は「清涼飲料水」若しくは「炭酸飲料」の文字の表示に使用すべき色に関する規定は、適用しない。

なお、ドリンク剤とドリンク剤類似清涼飲料水とが誤認される要因として、容器包装にも問題があるので、これが改善策については検討中である。

9 痩身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等について

昭和60年6月28日薬監第38号
厚生省薬務局監視指導課長通知

最近、新聞、雑誌、新聞折り込みチラシ、カタログ等において痩身効果、伸長効果、豊胸効果を標ぼうするいわゆる健康食品（以下「痩身指向食品等」という。）が多く見受けられる。これらの中には、医薬品とまぎらわしいもの、虚偽、誇大な表示広告を伴うものが多く、国民の健康衛生上及び商品選択上の問題を引き起こすこととなるため、従来より薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）によって指導取締りの一層の徹底が求められている。

かかる現状に鑑み、今般、公正取引委員会と協力し、薬事法及び景品表示法からみた痩身指向食品等の広告等に対する注意点を別紙のとおり作成したので、関係部局及び関係団体との綿密な連絡のもとに、これが指導取締りについて遺憾なきを期されたい。

[別添]

痩身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広告等の注意点（チェックポイント）

第1 はじめに

痩身効果、伸長効果（背を高くする効果）、豊胸効果を標ぼうするいわゆる健康食品（以下「痩身指向健康食品」という。）の広告等において、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に抵触するものが多く見受けられる。

薬事法は、医薬品等の製造、販売、表示、広告等を規制し、もってこれらの品質、有効性及び安全性を確保し、国民の保健衛生に資することを目的としているものである。食品との関連における医薬品の範囲については、昭和46年6月1日薬発第476号薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」において示しているところであり、医薬品に該当するか否かの判断の主たる要素は、標ぼうされた効能効果、成分本質、形状、用法用量であって、これらが医薬品的なものは注意が必要である。

また、景品表示法は、不当な景品類や表示による顧客の誘引を防止することにより公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としているものであり、同法では客観的に事実と反して痩身効果等があるかのように誤認される表示はもとより、合理的な根拠に基づいていない表示及び広告は、不当な表示となるおそれがある。

このような観点から、痩身指向食品等の広告等に対し、少なくとも、次の各点についてチェックを行う必要がある。

第2 チェックポイント

1 医薬品に該当するものではないこと

(1) 成分本質、形状等が医薬品でないこと

痩身指向食品等の中には、食品に使用することの認められない成分（リパーゼ等の消化酵素、センナ等）を配合したものや、食品に使用した場合には、錠剤、カプセル等の医薬品的な形状にすることが認められない成分（プランタゴ・オバタ種皮、決明子、ハトムギ、カルシウム等）を配合した錠剤、カプセルなどが見受けられるが、これらは医薬品に該当するため、食品として広告、販売することはできない。このように、痩身指向食品等の広告等のチェックに当たっては、まず、成分本質、形状について十分な調査が必要である。

(2) 医薬品的な効能効果の標ぼうがないこと

ア 痩身効果について

単にカロリーの少ないものを摂取することにより、摂取する総カロリーが減少して結果的に痩せることは医薬品的な効能効果とはいえないが、次のような人体に対する作用によって痩せるとすることは、医薬品的な効能効果に当たるので、このような効果を標ぼうすることは認められない。

- (ア) 体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄
- (イ) 体内組織、細胞等の機能の活性化
- (ウ) 「宿便」の排泄、整腸、瀉下
- (エ) 体質改善
- (オ) その他

認められない標ぼうの例示は、それぞれ、次のとおりである。

(ア) 体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇の働きで体内の余分な脂肪を分解し、体外に排出する。 ・既に体内に蓄積している無駄な脂肪も〇〇〇の強力な作用で分解して、太りにくい体質に変身させる。 ・〇〇〇は、糖が脂肪に合成されるのを抑え脂肪を体外に排出してしまう働きをもっています。 ・ただ飲むだけで、どんどん脂肪を落とし、短期間で抜群の効果を発揮 ・脂肪燃焼効果も大きい ・ぜい肉となって、体内にたまっている余分な脂肪の代謝を促す 	<p>「ウーロン茶抽出物」、「ウーロン茶サポニン」、「大豆抽出物」、「大豆サポニン」、「レシチン」等</p> <p>「プロテイン」、「アミノ酸」</p> <p>「ビタミンB群」</p>

(イ) 体内組織、細胞等の機能の活性化

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・人間は、首の後ろや背骨に沿って、褐色脂肪（ブラウンファット）と呼ばれる組織があり、その組織は体重を常に理想的に保つ役割をもっています。・・・この褐色脂肪の動きを活発にしてウエイトコントロールを効果的に行わせるのが〇〇〇です。 ・〇〇〇が肥満の根本原因とも言うべき褐色脂肪を活性化し、正常化してくれる。 ・成長ホルモンの分泌を活発にする〇〇〇。成長ホルモンは体の成長を促す働きもあり、これにより余分な脂肪が効果的に分解され、ぜい肉のないスリムな健康体をつくる。 	<p>「月見草オイル」、「ガンマ・リノレン酸」</p> <p>「アミノ酸」等</p>

(ウ) 「宿便」の排泄、整腸、瀉下

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・腸の活性化を図り、頑固な宿便をスムーズに排出することに強力な効果を発揮します。 ・腸のぜん動運動を活発にし、便秘を解消 ・腸内クリーン化 ・〇〇〇は腸内を活発にするために、女性の敵である腸内老廃物（宿便）をきれいに掃除しますので、ニキビやシミ、小じわ等のトラブル肌にも素晴らしい効果を発揮します。 ・〇〇〇は、その強力な作用により、腸内のビフィズス菌を増殖し、醗酵を促進させます。このときに発生する炭酸ガスが腸壁を広げ、ヒダの間にこびりついた宿便を落とし体外に排出させるわけです。 	<p>「植物繊維」、「海藻」</p> <p>「乳酸菌」</p> <p>「酵素」</p>

(エ) 体質改善

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none">・一回やせてしまえば体質が変わって、もう太る心配なし。・減量しながら体質改善できるわけです。・褐色脂肪細胞の機能が活発に働くようになれば、自然に肥満体質は改善されます。やせる体質をつくる。・やせにくく、太りにくい体がつくられる。	「ウーロン茶サポニン」、「大豆サポニン」、「プロテイン」、「海藻」、「月見草オイル」、「リノール酸」、「レシチン」等

(オ) その他

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none">・〇〇〇は、肥満感の信号を送って食べ過ぎを防止する全く新しいタイプの成分です。空腹に悩まされない楽な減量をお約束します。・食欲を抑え・発汗と利尿作用を高め	「フェニールアラニン」 「グルコフラングリン」

また、上述のような具体的な作用の説明がない場合であっても、特定の成分によって、減量が達成できるとすることは、当該成分の薬理作用を暗示しており、医薬品適な効能効果に当たるので、このような効果を標ぼうすることは認められない。

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none">・1 カプセルに〇〇〇の△△△kg分の減量成分が含まれている。・〇〇〇と〇〇〇のダブル効果で健康的に急速減量ができる仕組み	「ウーロン茶サポニン」、「大豆サポニン」、等

なお、痩身食品等の広告において、上記のような痩身効果等に加え、次のような効能効果をあわせ標ぼうするものが多いので注意が必要である。

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none">・老化を防ぎ皮膚や細胞を生き生きさせて・「若返りのビタミン」といわれている〇〇〇も配合・細胞の活性化	「ビタミンE」その他ビタミン類

イ 伸長効果について

特定の製品を窃取するだけで容易に背が伸びるをすることは、医薬品的な効能効果にあたるので、このような効果を標ぼうすることは認められない。

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・脚をぐんぐんのばす ・現代伸長科学の快挙！！驚異の高純度自然伸長〇〇〇完成 ・のびの止まったと思われる人でものびます。 ・1日一粒のむだけでグリーンと脚がのびて背が高くなる。 	「カルシウム」、「マグネシウム」、「ビタミンD」、「ビタミンB1」、「C. G. F」、「プロテイン」等

ウ 豊胸効果について

特定の製品を摂取するだけで容易に体の一部に特異的に効果（たとえば豊胸効果）が表れるとすることは、医薬品的な効能効果に当たるので、このような効果を標ぼうすることは認められない。

認められない作用例	成分例
<ul style="list-style-type: none"> ・1日一回飲むだけで、特別な運動の必要もなく、体の内側から自然にバストアップ、プロポーションアップに大きな効果がある。 ・〇〇〇は、女性ホルモンの分泌を活発にし、乳腺を内側からぐんぐん発達させる働きがあります。 ・〇〇〇は、乳房内の各細胞（乳腺、輪乳管、乳頭など）にダイレクトに働きかけ、活力を与えます。また、乳腺細胞の血流を増加させる作用により、乳頭のメラニン色素の沈着を防止します。さらに、バストの土台ともいべき大胸筋の発達を促進し、美しい張りのあるバストラインを作る働きもあります。 	「ジャムウ」、「酵素」、「タンポポの根」、「月見草オイル」等

2 不当表示に該当するものではないこと

前期1のとおり医薬品に該当するものは、薬事法違反となるので、一義的には、同法に基づき処理されることになる。また、次のア、イ及びウに該当する食品の表示その他の薬事法違反とならない表示であっても、下記のチェックポイントに該当する場合は、景品表示法の規制対象となる。

ア 単にその中に含まれるカロリーが少なく、その使用により体内に吸収されるカロリーが減少するため、やせると称するもの。

イ 身体の組織、機能にたいする作用には言及せず、やせると称するもの。

ウ 明らかに通常の食品であると認められるが、痩身、伸長又は豊胸の効果を標ぼうするもの

(1) 極めて短期間にやせるかのように表示していないか。

ある食品を摂取するこののみによって、「一ヶ月で10kg」、「一週間で4kg」やせることは通常ありえないので、このような表示は不当表示になるおそれがある。

(2) 成分に関する表示について

ア 痩せる効果があると称する成分が全く入っていないか又はほとんど入っていないということはないか。

成分が全く入っていないか又はほとんど入っていない場合には、痩せる効果があると称する成分の効能の有無に付いて判断するまでもなく不当表示になるおそれがある。

イ 痩せる効果の根拠としている成分が、実際には通常の食品に含まれている成分とほとんど

同じなのに、別なものであるように表示していないか。そうであれば不当表示になるおそれがある。

例えば、痩せる効果があると称している食品の主たる成分が脱脂粉乳（牛乳から乳脂肪分及び水分を取り除いた物）であるのに別の食品であるかのように表示している場合。

- (3) 医学、薬学、栄養学等学問上、その食品に痩せる効果がないことが明らかになっているものでないか。

この場合に、この食品に痩せる効果があるかのように表示すれば不当表示になるおそれがある。

例えば、一般消費者の中には、大豆たんぱく（プロテイン）が減食中の栄養補助食品として用いられるので、これを摂取すれば痩せると誤解している人がいるが、大豆たんぱくには痩せる直接的な効果がないことは、学問上明らかなことである。

また同様に、ビフィズス菌にも痩せる直接的な効果がないことは学問上明らかなことである。

- (4) 痩せる効果があるか否かが、学問上明らかになっていない場合に次のような表示をしていないか。

当該食品に、痩せる効果があるか否かが、学問上明らかになっていないにも係わらず、痩せる効果が客観的に実証されたり又は、客観的な裏付けがあるかのように誤認される次の様な表示は、不当表示になるおそれがある。

ア 痩せる原因の表示について

結果的に痩せる場合があるとしても、当該食品の摂取以外の要因（減食、運動等）によるものではないか。

例えば、当該食品を摂取しても、実際には、減食、運動等を、伴わなければ痩せないものであるにもかかわらず、単に「飲むだけで痩せる」、「これを飲めば1日3食しっかり食べても太らない。」、「食事制限なしにぐんぐんやせる」、「今までとおりの生活、食事ができるので誰でもが簡単に痩せられる。」、「運動は不要」等、その食品の摂取のみで痩せるかのような表示をしている場合。

なお、例えば、単に「つらい食事制限や厳しい運動の必要はありません。」、「わかりやすいダイエット指導書付き」等とのみ表示し、減食運動等が必要であることが不明瞭である場合も不当表示になるおそれがある。

イ 利用者の体験談について

利用者の体験談を自己の都合のよいように表示していないか。

(ア) 架空の体験談を表示している場合

例えば、痩せる効果があったという礼状を掲載しているが、これも架空の物である場合。

(イ) 利用者のその食品により痩せたと称する体験談のうち自己に都合のよい部分のみを掲載している場合。

例えば、体験談「・・・を飲んで3ヶ月で5kg痩せました。運動は、毎日、水泳を続けました。」とある場合にも係わらず、運動を行ったことは表示しないで、「3ヶ月で5kgやせた」と、痩せたことのみを表示している場合。

(ウ) 利用者のその食品により痩せる効果があったとする物が僅かで、多くは効果がなかったとしているのに、痩せる効果があったとする者のみの体験談を掲載している場合。

(エ) 関係者に特に依頼した体験談であるのに、一般の利用者の体験談であるかのように表示している場合。

ウ 著名人等の推薦について

著名人、専門家等の有識者又は団体の推薦を事実と反して表示していないか。

(ア) 推薦の事実がないにも係わらず、推薦を得ているかのように表示している場合。

(イ) 推薦が、その食品の痩せる効果を全面的に肯定しているのではないのに、そのうち、肯定部分のみを引用している場合。

(ウ) 関係者に特に依頼して行われた推薦にであるにも係わらず、客観的な立場からの推薦であるかのように表示している場合。

(エ) 実際には、その著名人等は当該食品を利用していないにもかかわらず、利用しているかのように表示している場合。

(オ) 推薦者の肩書きを、事実と反し、例えば、当該食品の利用者にとって信頼される専門家であるかのように表示している場合。

エ 当該食品の製造に関する技術等について

当該食品の製造に関する技術等について、優れたものであるかのように表示していないか。

(ア) 例えば、提携していると称する企業が架空で存在しないか、あるいは存在していても提携の事実がないにもかかわらず、事実と反し、薬学、栄養学、生物学等の分野において優れた企業と提携しているかのように表示している場合又は商標の使用許諾を得ているにすぎないのに特別の技術援助を受けているかのように表示している場合。

(イ) 特許権を有するかのように表示しているが、実際にはその事実がないか又は特許権を有していてもその特許が当該食品の製造方法または効果と無関係である場合。

オ 痩せる効果又は作用に関する実験の表示について

実験結果の表示が虚偽又は客観性をかいたものになっていないか。

例えば、実験の結果、痩せた者が数人とそうでない者が数十人とのデータがでていのに、痩せた者の事のみを表示している場合。

また、複数の被験者のうち、結果的に体重が減少するものがあつたとしても、被験者が異なる生活条件の下で、異なる量のカロリーをとり、異なる量の運動をしたような場合であるのに、この実験の条件のうち自己に都合の悪い部分を表示しないで、誰にでも痩せる効果があるように表示している場合。

カ 痩せる効果の根拠となる学術論文の引用について

その論文が、食品の痩せる効果について全面的に肯定しているのではないのに、肯定的部分のみを引用し、あるいは断定していないのに断定しているかのように引用していないか。

キ その他

痩せる効果について事実と反し、「・・・kgも痩せた実証例が」、「世界中で認められた〇〇の痩せる効果」、「痩せる効果が学問的に確認された。」、「ヨーロッパで〇万人、アメリカで〇万人が痩せた実証例が」、「モニター〇千人が痩せる効果を確認」等、痩せる効果が一般的であり、又は学問的に認められているかのように表示していないか。

なお、上記のチェックポイントは、痩身指向食品についてのものであるが、伸長効果、豊胸効果を標ぼうする食品についても同様のチェックを行う必要がある。

(注) 第2、2の「表示」とは、容器、包装上の表示のみでなく、媒体の如何を問わず広告の全てをいう。

10 薬事法における医薬品等の広告の該当性について

平成10年9月29日 医薬監第148号
厚生省医薬安全局監視指導課長通知

医薬品等の広告に係る監視指導については、薬事法第66条から第68条までの規定に基づき実施しているところであるが、近年、新聞、雑誌、テレビ等の従来の広告媒体に加えインターネットが普及しつつあり、情報伝達経路の多様化、国際化が進捗している。また、医薬品等がいわゆる「個人輸入」により国内に輸入され、その輸入手続きに介在する輸入代理業者の広告の中にも医薬品等について取り扱われている状況が散見される。

薬事法における医薬品等の広告の該当性については、かねてより、下記のいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しているので、ご了知の上、今後とも薬事法に基づく広告の監視指導について、よろしくご配慮を煩わせたい。

記

1. 顧客を誘因する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
2. 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
3. 一般人が認知できる状態であること

1 1 個人輸入代行業の指導・取締り等について

平成14年8月28日 医薬発第0828014号
各都道府県知事宛 厚生労働省医薬局長通知

近年、国民の健康意識の高まりやインターネットの普及等に伴い、国内で承認されていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を国民が自ら海外より輸入し（以下「個人輸入」という。）、使用する事例が増加しているが、その際、個人輸入代行業者に輸入手続きの代行を委託するものがみられる。

先般の個人輸入したダイエット用健康食品等によると疑われる健康被害事例において、これらの個人輸入代行業者が、実際には無承認医薬品の輸入や無承認医薬品の広告を行うなど薬事法（昭和35年法律第145号）に違反する行為を行っている事例がみられることから、今般、医薬品の無許可輸入に該当する事例等を明確化し、指導取締りの参考としたので、今後は、下記に従い、貴管下関係業者に対して、遺漏のないよう指導・取締りを行われたい。

また、近年の健康被害事例の発生を踏まえ、厚生労働省としては安易な個人輸入に対して注意喚起を行ってきているところであるので、都道府県においても必要な周知・啓発を図られたい。

記

無許可輸入の具体例等について

第1 定義

1 輸入

「輸入」とは、外国から積み出された貨物を本邦の領土内に引き取ることをいう。

2 輸入者

「輸入者」とは、実質的にみて本邦に引き取る貨物の処分権を有している者、すなわち実質的に輸入の効果が帰属する者をいう。

3 輸入販売業者

「輸入販売業者」とは、業として、医薬品等を輸入する者をいう。

第2 無許可輸入に該当する事例等

1 業務の範囲

輸入代行業者の行う業務の範囲については、一般に、輸入者の要請に基づき個別商品の輸入に関する役務（手続き）を請け負うものであり、商品の受け取り等の輸入の効果が帰属する場合は、輸入販売業の許可の取得が必要なものであること。

2 輸入代行業者の行う違反事例等の態様

輸入代行業と称している場合であっても、外国の業者から医薬品を輸入し、顧客に販売する行為を行うなど実態として輸入行為を行っている場合は輸入販売業の許可の取得が必要であるので、必要な指導取締り等適切な措置を行われたい。なお、現在までに輸入代行業と称するもののうち、その事業の形態により薬事法違反行為と考えられるものについて以下のとおり類型化したので、取締り等に当たり参考とされたい。

また、薬事法上、輸入代行業者が、輸入代行業者である旨の広告を行うことを規制するものではないが、このような場合においても、無承認医薬品の広告を行うことは違法であることについて、十分に周知指導されたい。

(1) 輸入行為（別紙1参照）

- ① 輸入代行業者は、無承認医薬品である商品のリストを不特定多数の者に示し、その輸入の希望を募る。^{注1)}
- ② 消費者は、輸入代行業者の提示するリスト中の特定の商品の輸入手続きを依頼する。
- ③ 消費者は、輸入代行業者の手数料が上乗せされた価格を支払う。
- ④ 輸入代行業者は、予め注文を見込んで個人使用目的として輸入していた商品を消費者に渡すか、又は消費者の依頼に応じて自らの資金で商品を輸入し、消費者に渡す。^{注2)}

注1) 商品リストが無承認医薬品の広告に該当する場合、薬事法違反となる。

なお、商品名が伏せ字などであっても、当該商品の認知度、付随している写真等から総合的にみて広告に該当すると考えられる場合は、薬事法違反となる。

注2) 輸入販売業の許可が必要となるため、許可なく行えば薬事法違反となる。

(2) 能動的な輸入代行行為（別紙2参照）

- ① 輸入代行業者は、無承認医薬品である商品のリストを不特定多数の者に示し、その輸入の希望を募る。^{注1)}
- ② 消費者は、輸入代行業者の提示するリスト中の特定の商品の輸入手続きを依頼する。
- ③ 消費者は、輸入代行業者の手数料が上乗せされた価格を支払う。
- ④ 輸入代行業者は、預かった代金等を取りまとめ、送付先等リスト（消費者の氏名、現住所等）とともに、外国の販売業者に送付する。
- ⑤ 外国の販売業者は、消費者に対し、直接商品を送付する。^{注2)}

注1) 商品リストが無承認医薬品の広告に該当する場合、薬事法違反となる。

なお、商品名が伏せ字などであっても、当該商品の認知度、付随している写真等から総合的にみて広告に該当すると考えられる場合は、薬事法違反となる。

注2) 消費者＝輸入者

3 違反事例とならない輸入代行業者の行う態様

輸入代行業者は、消費者の要請に基づき個別商品の発注、支払い等の輸入に関する手続を請け負うものであり、商品の受け取り等の輸入の効果が消費者に帰属する場合。

受動的な手続代行行為（別紙3参照）

- ① 消費者は、輸入代行業者に希望する商品の輸入を依頼する。
- ② 消費者は、輸入代行業者の手数料が上乗せされた価格を支払う。
- ③ 輸入代行業者は、預かった代金等を取りまとめ、送付先等リスト（消費者の氏名、現住所等）とともに、外国の販売業者に送付する。
- ④ 外国の販売業者は、消費者に対し、直接商品を送付する。^{注1)}

注1) 消費者＝輸入者

第3 輸入代行業者への指導等

輸入代行業者が、過去に輸入者から代行手続きの委託を受け輸入代行行為を行った医薬品等について、海外等において当該医薬品等に関する危害が発生している等の情報に接した場合にあっては、消費者に対し当該情報を伝えるなど健康被害の発生防止に努めることを指導されたい。

第4 無承認医薬品の広告

輸入代行業者によるインターネット等を利用した無承認医薬品の広告については、安易な個人輸入を助長する行為によって健康被害のおそれが危惧されるとともに、薬事法上違法な行為であることから、以下に留意の上、厳正な監視指導を図られたい。

1 医薬品の広告該当性

医薬品の広告に該当するかについては、かねてより、

- ① 顧客を誘引する（顧客の購入意欲を昂進させる）意図が明確であること
- ② 特定医薬品等の商品名が明らかにされていること
- ③ 一般人が認知できる状態にあること

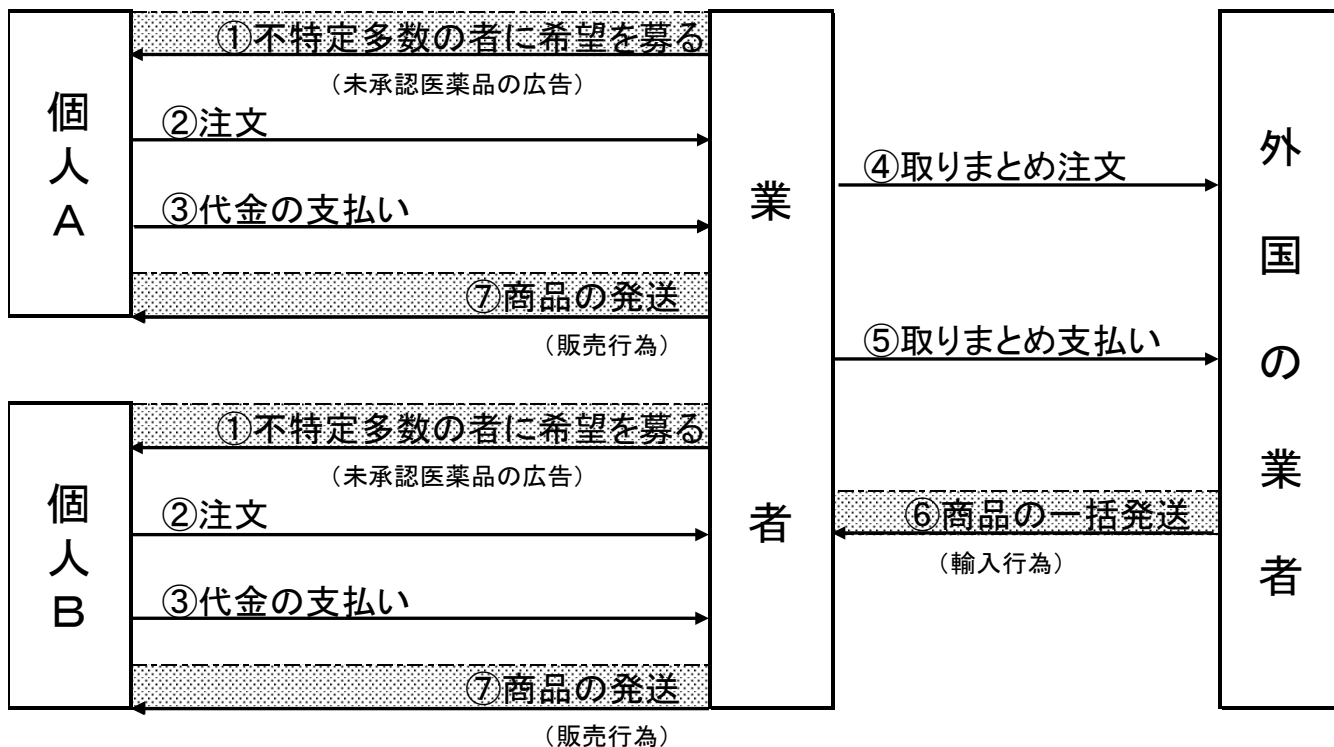
に基づき判断してきているが、輸入代行業者のホームページ上等におけるいわゆる無承認医薬品の商品名等の表示については、名称の一部を伏せ字とした場合や文字をぼかす、写真や画像イメージのみを表示するなどの場合であっても、金額を示すなど商品に対する顧客誘因性が認められる場合などであって、当該商品の認知度、付随している写真及び説明書き等から特定医薬品であることが認知できる場合は、広告に該当するものとして取り扱うこと。

2 医薬品の範囲

薬事法第2条第1項第2号又は第3号に規定する医薬品に該当するか否かについては、昭和46年6月1日薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の監視指導について」の中の「医薬品の範囲に関する基準」として、具体的な判断のための基準が示されているところであること。

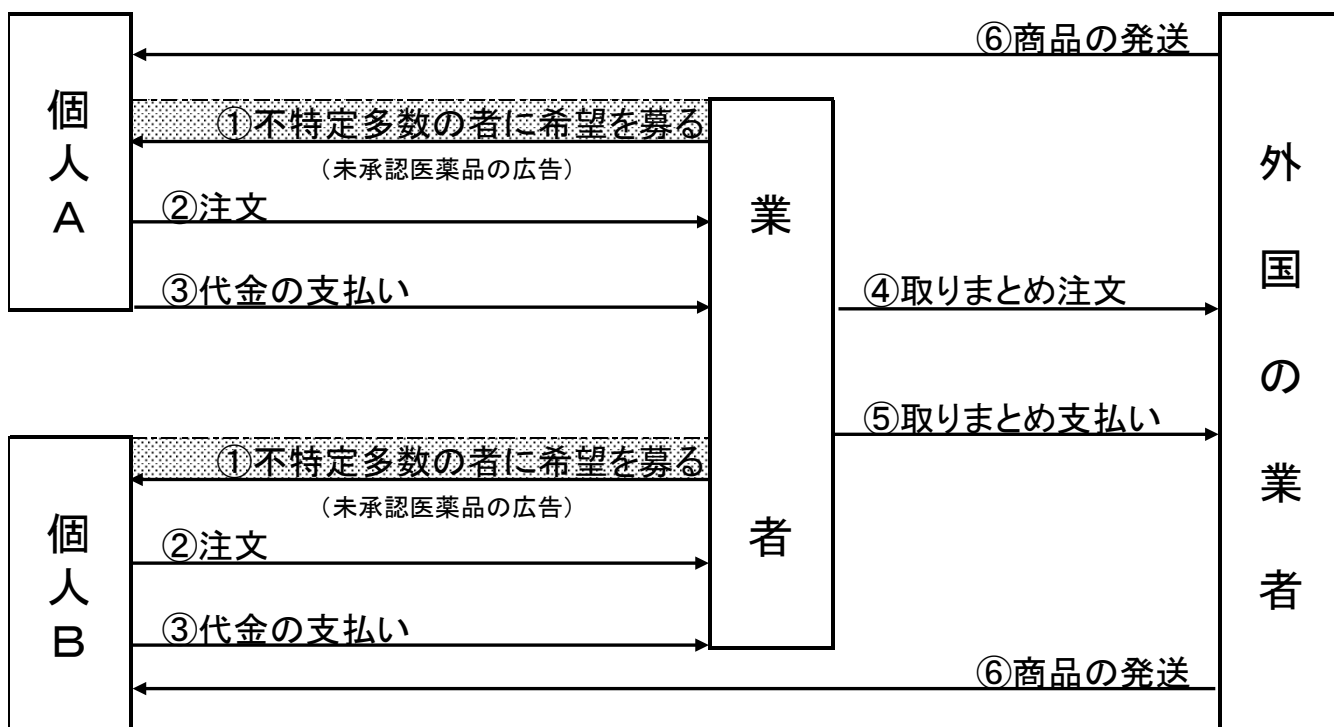
1. 業者による輸入行為

は、違反箇所

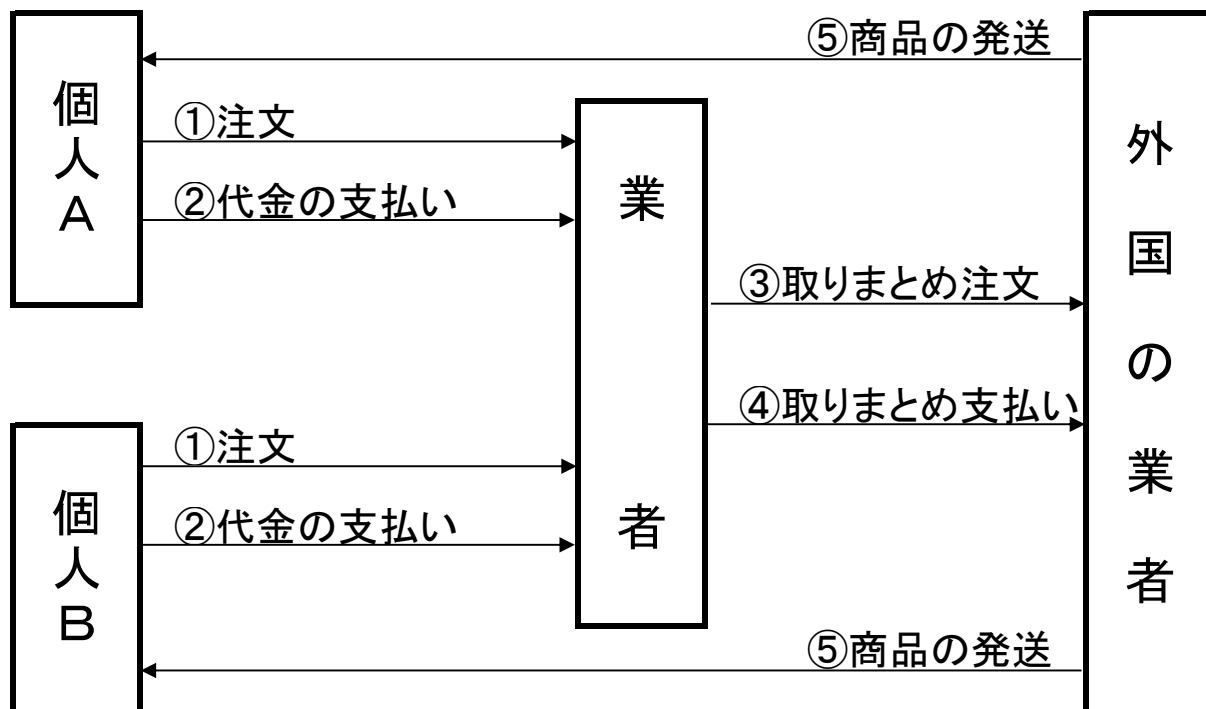


2. 能動的手続代行行為

は、違反箇所

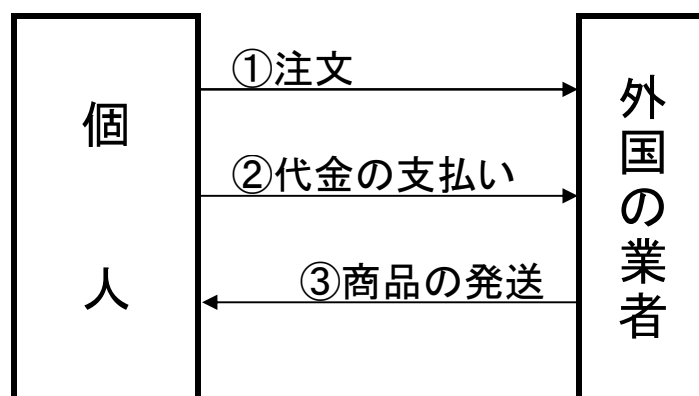


3. 受動的な手続代行行為（違反なし）



(参考)

○代行業者不在型の個人輸入



1 2 インターネットによる医薬品等の広告の該当性に関する質疑応答集 (Q&A) について

平成26年5月22日 薬食監麻発0522第9号
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知

薬事法（昭和35年法律第145号）における医薬品等の広告の該当性については、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号）（以下「通達」という。）においてお示ししているところですが、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号。以下「改正法」という。）については、平成25年12月13日に公布されたところであり、改正法のうち、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成26年6月12日より施行されるところです。この改正により、一般用医薬品のインターネット販売等に係る新たな制度が実施されることから、インターネットによる医薬品等の広告に対する監視指導に資するため、別添のとおり、インターネットによる医薬品等の広告の該当性に係る質疑応答集（Q&A）を作成いたしましたので、御了知のうえ、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導に遺漏なきよう、お願いいたします。なお、個別具体的な事例が広告に該当するか否かについて疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課まで御照会ください。

(別添)

Q 1. インターネット上で医薬品等を販売している場合や個人輸入代行行為を行っている場合において、当該事業者のサイト内で医薬品名等で検索し、検索前には当該サイト内で具体的な医薬品名等は表示されていなかったが、完全一致検索の結果として初めて検索した医薬品名等が表示される場合は、当該医薬品等を広告しているとは見なしてよいか。

A 1. 購入希望者が当該業者のサイト上で購入を希望する医薬品等を検索しなければ具体的な医薬品名等が表示されないのであれば、当該事業者が当該医薬品等を能動的に広告しているとはみなせず、顧客を誘因する意図が明確とは考えられないため、原則として、医薬品等の広告に該当するとはいえないと考える。ただし、検索した文言による医薬品等の該当がなく医薬品等の情報が表示されない場合でも、併せて、他の医薬品等の購入等を誘導するような情報が表示され、当該医薬品等の情報が表示される場合には、当該表示は薬事法上の広告に該当する。

Q 2. 当該事業者のサイトにおいて、トップページに具体的な医薬品の名称等は記載されていないものの「製品分類」や「製品カテゴリ」などの項目があり、その項目をクリックすると具体的な医薬品名等が表示される場合、当該事業者は医薬品等について広告しているとは見なしてよいか。

A 2. トップページに具体的な医薬品名等が表示されていなくても、他のページで通達において示した三つの要件（以下「三要件」という。）を満たした広告行為が行われている場合には、当該事業者は医薬品等について広告しているとは見なすことができる。

Q 3. インターネット上で会員専用のログインを求めた上で医薬品等の販売や個人輸入代行行為を行っている場合、当該事業者は医薬品等の広告を行っているとは見なしてよいか。

A 3. IDやパスワードの設定等により、ログインを求める場合であっても、そのことをもって、一般人（広告を行っている者以外の者を指す。）が認知できる状態ではなくなる等、インターネット上の表示が医薬品等の広告に該当しないということにはならない。

なお、薬局開設者等が、特定販売を行うことについてIDやパスワード等が必要なホームページで広告をするときは、当該IDやパスワード等については、事前に行政機関に届け出ることとなっている。

Q 4. 国内未承認薬の広告行為が薬事法違反である旨をインターネット上に表示し、購入者がその旨を了解した上でなければ具体的な医薬品名等が表示されているページに進めない場合において、進んだ先に具体的な医薬品等が表示される場合、薬事法第68条違反で指導の対象となるか。

A 4. 医薬品等の広告に該当し、薬事法第68条違反で指導の対象となる。

Q 5. 医薬品等を海外から日本国内に販売するサイト又は個人輸入代行を行うサイトを紹介・誘導しているサイト（以下「紹介サイト」という。）において、特定の医薬品名等が表示されている場合には、当該紹介サイトが広告を行っていると思われるか。

A 5. 当該紹介サイトが医薬品等の広告に該当するかどうかについては、個別具体的に判断されることとなるが、当該紹介サイトが、リンク先の販売又は輸入代行行為を行う主体となる事業者と同一である場合や、同一とみなせるような場合等には、医薬品等の広告に該当する可能性がある。なお、リンク先のサイトのみが薬事法違反の場合もあるので、留意されたい。

1 3 医薬品等広告に係る適正な監視指導について（Q&A）

平成30年8月8日 事務連絡
各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部(局)薬務主管課 宛
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

今般、平成29年度に実施された全国医薬品等広告監視協議会の協議結果に基づき、下記のとおり、Q&Aを作成しましたので、御了知の上、格段の御配慮をお願いいたします。

記

【Q1及びQ2 略】

Q3 いわゆる健康食品や化粧品等の広告において、「〇〇大学との共同研究」や「〇〇大学との共同研究から生まれた成分」等、大学との共同研究について広告しているものが多々見受けられるが、このような大学との共同研究に関する標榜は認められるか。

A 健康食品の広告に関する事例については、広告全体から判断することとなるが、広告全体の効能効果（暗示を含む。）の標榜が無いのであれば、未承認医薬品の広告と見なさなければならないことから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による指導対象とはならない。

また、化粧品等の広告に関する事例については、医薬品等適正広告基準第4の10の医薬関係者等の推せんに抵触するため、「大学との共同研究」との記載は認められない。さらに、「大学との共同研究」と記載することにより広告全体として効能効果の逸脱となる場合は、医薬品等適正広告基準第4の3（1）若しくは3（2）に抵触することとなる。